

在学中に奨学金を希望する皆さんへ
この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2026年度在学者用 貸与奨学金案内 (大学院)

無利子貸与奨学金（定期採用・緊急採用）

- 第一種奨学金
- 授業料後払い制度（修士課程相当のみ）

有利子貸与奨学金（定期採用・応急採用）

- 第二種奨学金
- 入学時特別増額貸与奨学金



別途、学校から受け取ってください

スカラネット
入力下書き用紙

奨学金確認書兼
地方税同意書



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2026年（令和8年）4月1日

目次

	ページ
本冊子で説明している内容をピックアップ	4
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	5
第1部 貸与奨学金制度の概要	
1. 貸与奨学金の種類と貸与額	6
2. 対象者	7
3. 貸与奨学金の申込資格	8
4. 募集時期と貸与期間	9
5. 貸与奨学金の選考基準	9
6. 貸与奨学金の交付	11
7. 利率	12
8. 元利均等返還	13
9. 特に優れた業績による返還免除について	14
10. 返還方式	14
11. 個人信用情報機関への登録と利用等についての同意	16
12. 保証制度	18
13. 再貸与	23
第2部 申込手順等	
1. 申込みの流れ	24
2. 必要書類と提出先の確認	27
3. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ	28
4. 転職等により収入が減少した場合	29
5. 進学前離職の特例措置について	32
6. スカラネットによる申込み	34
7. マイナンバー提出等の手続き	38
第3部 緊急採用・応急採用	
1. 緊急採用・応急採用の概要	43
2. 緊急採用・応急採用の申込手順等	48
（様式）貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書	53
【参考】緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認	54
第4部 奨学金の貸与開始～返還	
1. 採用決定	55
2. 奨学生採用に係る書類の交付	55
3. 「返還誓約書」の提出	55
4. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	56
5. 貸与終了後の返還	57
資料 奨学金の返還を延滞した場合	61
参考1 機関保証制度の保証料（目安）	62
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	64

「スカラネット入力下書き用紙」及び「奨学金確認書兼地方税同意書」は別途、大学院から受け取ってください。

奨学金案内を読みながら、「スカラネット入力下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」に必要な事項を記入してください。

【本冊子の用語】

あなた 貸与奨学金に申し込む学生本人

機構 独立行政法人日本学生支援機構

公庫 株式会社日本政策金融公庫

奨学金確認書兼地方税同意書 奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人情報取扱いに関する同意書

スカラネット入力下書き用紙 スカラネット入力下書き用紙【大学院・法科大学院用】

スカラネット 奨学金を申込み時に利用する申込サイト

【大学院の課程の区分】

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部に基づき基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

【申込情報の保護について】

申込み及びマイナンバーの提出は、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

本冊子で説明している内容をピックアップ

貸与奨学金の募集時期はいつですか？

9ページ

原則、春及び秋に大学院を通じて奨学生の募集を行います。大学院に必ず確認し、募集時期を逃さないように注意してください。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

6～7ページ

無利子「第一種奨学金」「授業料後払い制度」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については12～13ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

7～11ページ

2026年度に国内の大学院（通学・通信問わない）に在籍しており、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人が対象です。（詳細は7～8ページ）貸与基準（学力・家計）により選考を行います。（詳細は9～11ページ）

返還方式にはどのような種類がありますか？

14～16ページ

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。

※授業料後払い制度は所得連動返還方式のみとなります。

※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

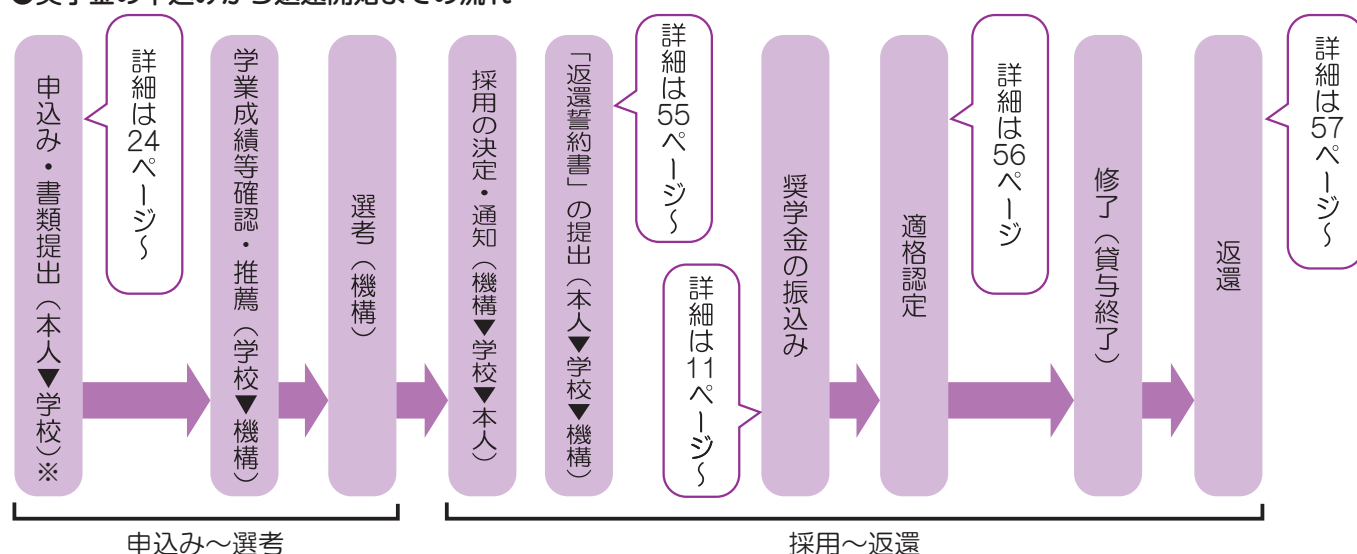
保証制度にはどのような種類がありますか？

18～22ページ

「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。

※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した場合及び授業料後払い制度の場合は機関保証制度のみとなります。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ



※「奨学金確認書兼地方税同意書」はあなたが直接機構に郵送（簡易書留）、マイナンバーはあなたがインターネットにより機構に提出。

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

この冊子では、大学院へ進学後に大学院の窓口で申し込みを行う在学採用について説明しています。
貸与奨学金（借入金）には返還の必要があります。
この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申し込みを行ってください。

⚠️ 重要

貸与奨学金（借入金）について

- （1）貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- （2）貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

本当に必要な金額？借りすぎに注意！

- （3）奨学金の貸与を受けるのはあなたです。返還義務もあなたにあります。
- （4）貸与奨学生が大学院を修了してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- （5）返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（返還期日を先送り）する制度等があります。
- （6）貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

第1部

貸与奨学金制度の概要

1 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金には、次の4種類があります。

貸与奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金（※１）	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月一回振込
授業料後払い制度（※１）（※２）		授業料支援金	支援対象授業料（授業料相当額）を学校（場合により本人）へ振込 ※別途、保証料相当額も貸与額に含まれます。
		生活費奨学金 （毎月の奨学金）	原則として毎月一回振込
第二種奨学金	有利子（※４）	毎月の奨学金	原則として毎月一回振込
入学時特別増額貸与奨学金（※３）		一時金	採用が決定した月に一回だけ振込

第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。併用貸与の場合、貸与総額(返還総額)が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、修了後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

(※1) 第一種奨学金と授業料後払い制度を併用することはできません。

(※2) 2024年4月以前の入学者は2025年度以降に授業料後払い制度に申し込むことはできません。

(※3) 入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

(※4) 第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については12ページ **7** を参照してください。

授業料後払い制度とは

- 授業料後払い制度は、授業料支援金と生活費奨学金を無利子で貸与する制度です。修了等した後、貸与奨学金として所得に応じた金額の返還が必要です。
- 修士課程相当(3ページ[大学院の課程の区分]参照)でのみ利用できます。
- 授業料後払い制度を利用しても、別途授業料の納付が必要になる場合があります。授業料後払い制度を利用する場合の授業料の納付方法については、大学院に確認してください。
- 授業料後払い制度は、緊急採用の適用はありません。

(1) 第一種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	50,000円 88,000円	80,000円 122,000円

(2) 授業料後払い制度

奨学金の内訳	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	
授業料支援金	国公立： 最大 535,800 円、 私立： 最大 776,000 円 （1年間の額。この額を「支援対象授業料」といい、学校が金額を決定します。） に、保証料相当額を加えた額 ※申込者は支援対象授業料の額を選択することはできません。支援対象授業料の額は、学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）によって変動することがあります。	
生活費奨学金	月額 0 円（利用しない）、2 万円、4 万円から選択	

授業料後払い制度は、授業料に充てるために授業料が生じる時期に応じて貸与される「授業料支援金」と、生活費に充てるために毎月貸与される「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料後払い制度は、修士課程相当でのみ利用できます。そのため、一貫制博士課程の場合、前期課程でのみ利用できます。

(3) 第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分				
	修士課程相当			博士課程相当	
第二種奨学金	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円

法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額	
4万円増額（15万円＋4万円＝月額19万円）	
7万円増額（15万円＋7万円＝月額22万円）	

※増額分の利率については12ページ **7** (2)を参照してください。

(4) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）に限りです。

2 対象者

2026年度に国内の大学院（通学・通信問わない。ただし、授業料後払い制度は修士課程相当に限る。）に在学している人が対象です。なお、海外大学院の日本校に在学している人は、海外用の奨学金案内を利用して申込手続きをしてください（本冊子で申し込むことはできません）。

3 貸与奨学金の申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金を受けたことがある人

ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用となります。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

Ⅰ. 過去に受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

Ⅱ. 過去に受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ. 奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。

詳しくは23ページ **13** を参照してください。

③債務整理中の人

債務整理中の人は申込資格がありません。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は、貸与の継続はできません。

④外国籍の人

外国籍で、以下の在留資格等の方は申込みができます。申込みを行う際は、在留資格等及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格等であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

国 籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	⇒ ・「 在留カード 」（コピー） ・「 特別永住者証明書 」（コピー） ・「 住民票の写し 」（原本） 等、 在留資格・在留期間が明記 されているもの（いずれか1点）
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	
	家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて ・「 出入国記録の写し 」（原本）（※6）
	上記以外（留学等）	⇒ 申込資格がありません （※7）

（※1）申込時点で在留資格の更新許可申請中であるものの、当該申請にかかる処分がなされていない「特例期間」に該当する場合は、在留資格の証明書類に加え、そのことを示す書類の提出が必要です。特例期間に該当せず、申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へご相談ください。なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4）「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。

（※5）「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、大学等を卒業後に日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

（※6）ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。

（※7）申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

4 募集時期と貸与期間

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。

申込期限を大学院に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください（申込期限はスカラネット入力下書き用紙の1ページに記入してください）。

(1) 定期採用

原則、春（4月～一次採用）及び秋（9月～二次採用）に大学院を通じて奨学生の募集を行います。申込締切日は大学院に確認してください。貸与奨学金の種類ごとの貸与期間は下表の貸与始期から貸与終期までです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）（※1）	貸与終期（いつまで）（※1）
第一種奨学金又は 授業料後払い制度（※2） 【無利子】	（春）2026年4月 （秋）2026年10月	原則として 修業年限（※3）の終期（※4）
第二種奨学金【有利子】	（春）2026年4月～9月の間で希望する月 （秋）2026年10月～2027年3月の間で希望する月	原則として 修業年限（※3）の終期
入学時特別増額貸与奨学金 【有利子】	入学月 ・4月入学者は春（一次採用）にて申込みが必要です。 ・入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月と同一にする必要があります（例：入学年月が2026年4月の場合、春（一次採用）にて申し込み、第二種奨学金の貸与始期も2026年4月）。貸与始期が入学年月とならない場合、入学時特別増額貸与奨学金に申込みできません。	

（※1）2026年度秋季入学者の貸与始期及び貸与終期については、大学院へご確認ください。

（※2）授業料後払い制度は、春入学者は春にのみ、秋入学者は秋にのみ申込み可能です。

（※3）修業年限とは、課程ごとに定めている標準的な教育期間のことです。

（※4）授業料後払い制度を利用する場合の貸与終期は、一貫制博士課程の場合、前期（修士課程相当）の終期となります。

〔参考〕長期履修学生の貸与期間について（詳細は大学院に確認してください。）

●第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。

●第二種奨学金：所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

(2) 緊急採用・応急採用

進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に、年間を通じて申し込むことができます。詳細は43ページ「第3部緊急採用・応急採用」を確認してください。

5 貸与奨学金の選考基準

学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を大学院が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学金又は授業料後払い制度」・「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
修士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士課程相当	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※併用貸与の学力基準については、第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は授業料後払い制度を申し込む場合も適用されます。

※課程の区分については3ページを参照してください。

(2) 家計基準

家計の審査は、原則としてマイナンバー等で取得した申込者本人及び配偶者の住民税情報を用いて行います。次の基準に該当する必要があります（該当しない場合は採用されません）。

① 修士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金又は授業料後払い制度	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額(注2)の合計が66,400円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が155,300円以下であること
併用貸与 (第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金)	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が61,600円以下であること

② 博士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額(注2)の合計が80,100円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が229,800円以下であること
併用貸与 (第一種奨学金・第二種奨学金)	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が66,400円以下であること

(注1) 2024年(1月～12月)の収入に基づく2025年度住民税情報(秋に申し込む場合は、2025年(1月～12月)の収入に基づく2026年度住民税情報)により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。なお、第一種奨学金及び授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。

(注2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します(100円未満は切り捨て)。

$$\text{貸与額算定基準額} \star 1 = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \star 2$$

○ 税制改正に伴う変更があった場合は、機構ホームページでお知らせいたします。

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります（以下の例外を除きます）。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。家計基準は2024年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

(単位：万円)

	本人が給与所得者の場合 (年間の給与収入金額)			本人が給与所得者以外の場合 (年間の所得金額)		
	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用
修士課程	299	536	284	197	364	188
博士課程	340	718	299	223	503	197

(注) 上記は、配偶者がいない場合の目安です。

一次採用(春)が家計基準により不採用となった場合

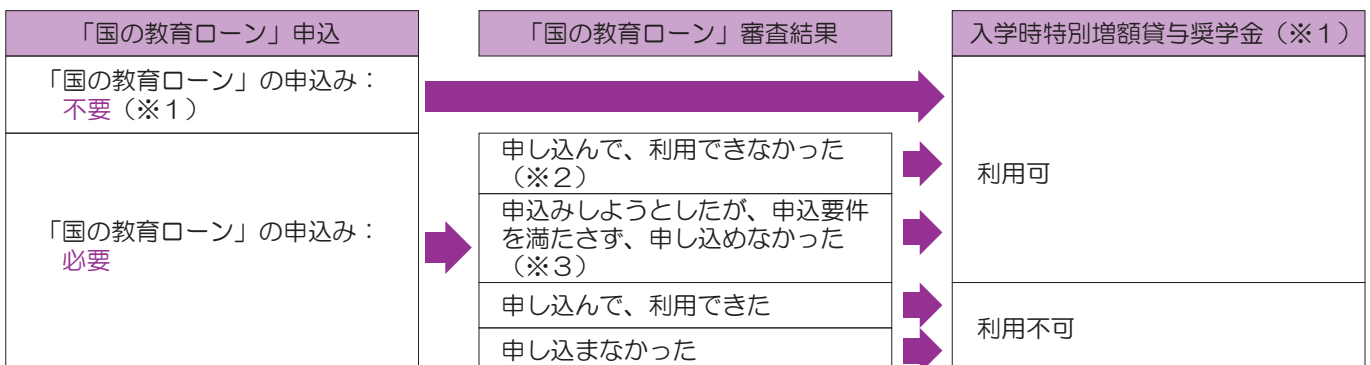
二次採用(秋)では2025年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2026年度住民税情報で判定を行うため、一次採用(春)とは判定結果が異なる可能性があります。

進学資金シミュレーター等を活用のうえ、二次採用(秋)への申請をご検討ください。

【入学時特別増額貸与奨学金(一時金)】

入学時特別増額貸与奨学金は、あなたやあなたの保護者等が、日本政策金融公庫(以下、公庫という。)の「国の教育ローン」を申込み等したものの、融資が受けられなかった場合に貸与を受けることができる制度です。

「国の教育ローン」が利用できた場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。



- (※1) 奨学金申込時の家計収入が一定以下（あなたとあなたの配偶者の貸与額算定基準額の合計が0円）の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
- (※2) 「国の教育ローン」を申し込んだが、審査の結果利用できず「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」が発行された場合は、当該通知文を大切に保管しておいてください。奨学金申込時に通知文に記載の日付を入力していただく必要があります。
- (※3) あなたやあなたの保護者等が、公庫の窓口、電話、WEB等で申込みできないことを確認した日付を控えておいてください。奨学金申込時に当該日付を入力していただく必要があります。

入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は28ページ **3** を参照してください。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

6 貸与奨学金の交付

【第一種奨学金・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金】

奨学金は奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。ただし、入学時特別増額貸与奨学金は第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）・第二種奨学金の採用が決定した月に一回だけ振り込みます。

- ・保証制度として機関保証制度（18ページ **12** 参照）を選択し、かつ初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- ・スカラネットで振込口座情報等の送信内容に誤りがあった場合等は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

【授業料後払い制度】

授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、大学院が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれたときは、大学院はその金額を奨学生の授業料に充当します。ただし、大学院の状況により、学校指定口座に振り込むことができないときや、授業料に充当できない額が生じたときは、奨学生本人名義の口座に振り込まれることがあります（奨学生本人名義の口座にしか振り込めない学校もあります）。振込先がどちらになるかは、大学院にご確認ください。

「生活費奨学金」は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

- ・初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- ・スカラネットで振込口座情報等の送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。
- ・授業料後払い制度を利用する場合であっても、機構が授業料の納付義務を直接負っているわけではありません。また、支援対象授業料には上限額が設けられているため、授業料に対して不足が生じる場合もあります。授業料後払い制度を利用する場合（授業料後払い制度に申し込んだ結果、採用されなかった場合も含みます。）の授業料の納付の方法については、大学院の案内をご確認ください。
- ・支援対象授業料（授業料相当額の支援）が大学院に振り込まれた場合であっても、奨学生本人に振り込まれた場合と同様、返還が必要です。

授業料後払い制度の交付の仕組み



(1) 取扱い金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店を利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。ただし、初回振込み時は、貸与始期（9ページ **4** 参照、緊急採用・応急採用は46ページ **1** (3) 参照）からの月額がまとめて振り込まれます。

詳しくは、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）で確認してください。

また、授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、大学院が指定する月（採用される月が学校が指定する月より遅いときは、採用される月）の11日に大学院に直接振り込まれます。

支援対象授業料は、授業料が生じた時期に奨学生が在籍していた場合、退学等で在籍しなくなっても、振込みがある場合があります（その場合も返還が必要です）。

7 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3.0%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です（60ページ **5** (8) 参照）。

利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。

利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注1）「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借入れした資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

（注2）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

- ①法科大学院に在学し、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた人
- ②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。
増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、大学院へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/2007ikou.html



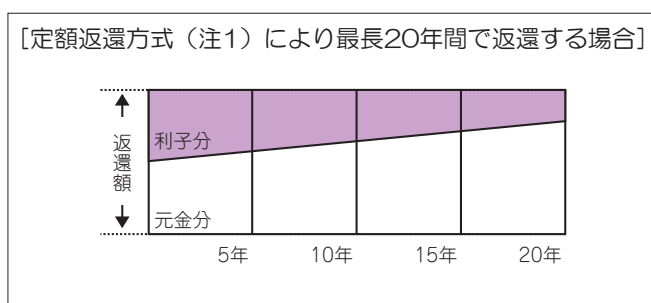
8 元利均等返還

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間（※）利息の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります。また、利率見直し方式の場合は5年ごとに毎回の返還額が見直されます）。

（※）貸与終了後や在学猶予（60ページ **5**（8）参照）期間終了後から返還開始までの期間

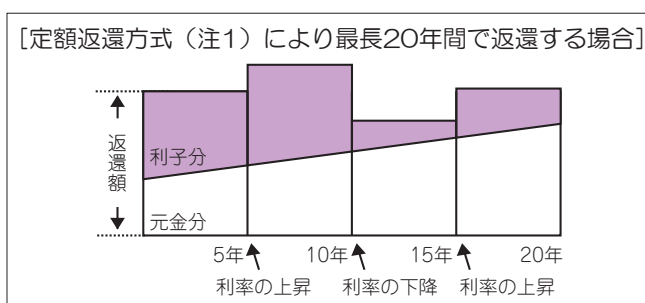
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、残元金に対する利子の変動することにより、返還額が増減します。



（注1）「定額返還方式」の例は16ページ **10**（2）参照。

（注2）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注3）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注4）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（16ページ **10**（2）参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

9 特に優れた業績による返還免除について

- (1) 大学院において第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請を希望する人は、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。（※1）
- また、教員となった者を対象に返還が全額免除になる制度が2025年度より始まりました。特に優れた業績を挙げたと認められ、かつ教職大学院を修了または教職課程認定を受けている大学院を一定の条件のもと修了のうえで教員採用選考試験に合格し、正規教員として採用になった場合、返還が全額免除となります。
- (2) 博士課程1年次に入学して第一種奨学金（※2）の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を上げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として認定されても貸与期間中に「廃止」又は「停止」の処置を受けたとき、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなったとき（※3）は、返還免除の内定を取り消します。
- (3) 2026年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定制度の申請をした人は、スカラネットによる返還免除内定制度の申込みが完了したときに表示された「受付番号」を忘れずに入力してください。
- ※1 2023年度以降に大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」のうち研究奨励費等生活費相当額の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外になります。
- ※2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）は、返還免除内定制度の対象外です。
- ※3 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなったときは、内定取消の対象外です。

10 返還方式

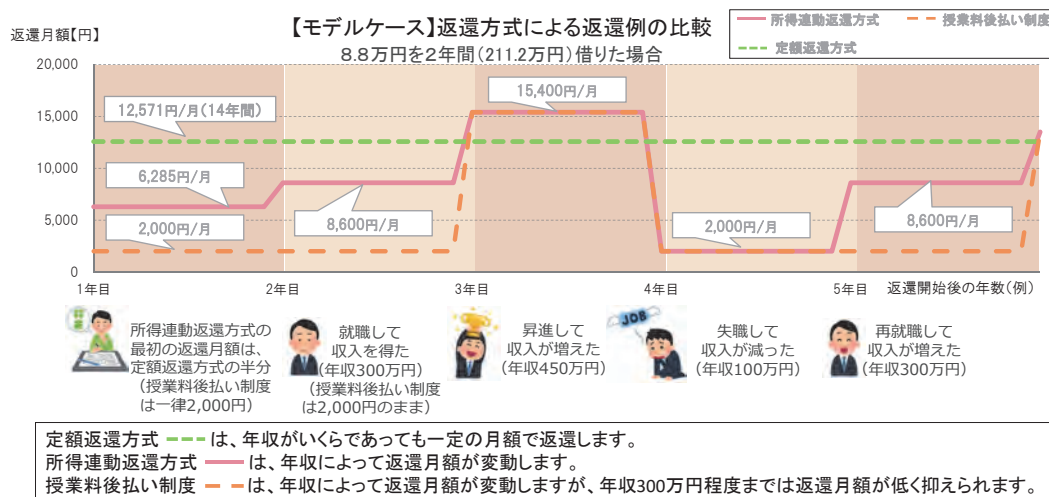
(1) 返還方式の種類と概要

- 第一種奨学金を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。授業料後払い制度を申し込む人は、「所得連動返還方式」のみとなります。
- 「所得連動返還方式」は、修了後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については「定額返還方式」となります。

●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式		定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金	授業料後払い制度	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	機関保証制度（保証料が必要）のみ ※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。 ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合又は授業料後払い制度の場合は、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」は、第一種奨学金又は授業料後払い制度が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望することです。		機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	返還2年目以降、マイナンバーを利用して取得した前年の所得情報等に基づき10月～翌年9月の返還月額を算出 $(「課税対象所得（課税総所得金額）」 \times 9\% \div 12)$ (1円未満の端数は切り捨て) ※子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。 ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※「授業料後払い制度」と「授業料後払い制度」以外の第一種奨学金の所得連動返還方式とでは、返還月額の算出方法が一部異なります。		貸与総額にに応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還
割賦方法	月額返還のみ		返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (参考)16ページ 10 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度が利用可能 (減額返還制度は利用不可) (参考)60ページ 5 (8)		返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 (参考)60ページ 5 (8)

※何らかの事情により奨学金申込時にあなたのマイナンバーを提出していない場合は、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。



※ 年収と返還月額は目安です。

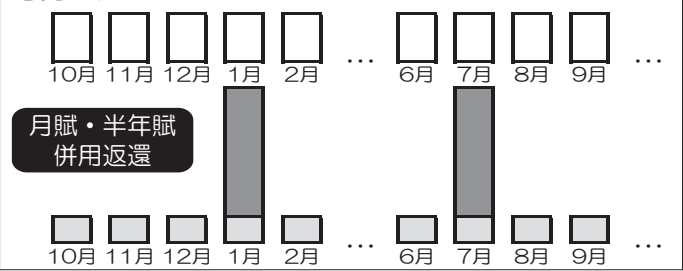
※ 返還期間は一般的に返還月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分の半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

毎月の返還のイメージ



(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式 ↓ 所得連動返還方式	- 貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行う必要があります。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。 - あなたのマイナンバーが提出されていない場合は、変更手続きにあたり、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 - 月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 ↓ 定額返還方式	貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、大学院へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。 - 保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみであるため対象外
 ※授業料後払い制度は「所得連動返還方式」のみであるため対象外

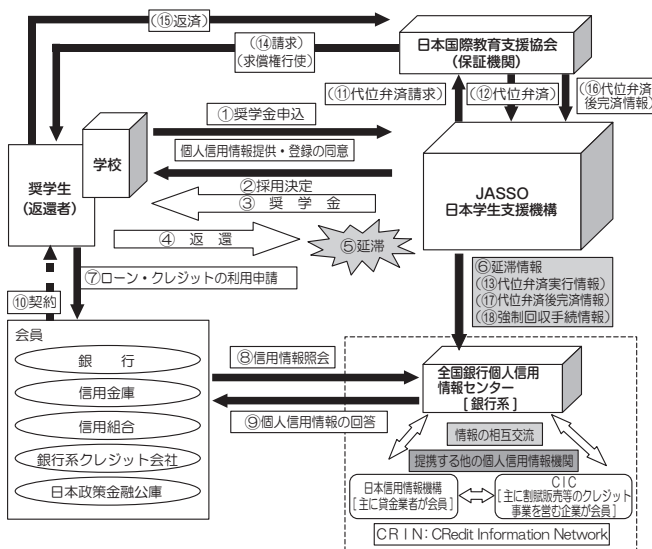
11 個人信用情報機関への登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、個人信用情報の取扱いについて同意する必要があります。同意条項は、申込時に提出する「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されています（次ページにも掲載していますのでご覧ください）。多重債務防止の観点から、奨学金の返還を延滞した場合、延滞情報を個人信用情報機関（※）に登録します。

- ・奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。
- ・新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。
- ・一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- ・個人信用情報機関に登録されると、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込み

- ①奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（延滞3か月以上になった場合）

3. 会員（銀行等）による個人信用情報の利用

- ⑦ローン・クレジットの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（延滞が続き、代位弁済となった場合）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への返済
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例（延滞が続き、法的手続きが行われ、強制執行となった場合）

- ⑱個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人情報情報の取扱いに関する同意条項】

機構における個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株) 日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

・(株) シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株) 日本信用情報機構、(株) シー・アイ・シーは、上記「個人情報の取扱いに関する同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

12 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務(保証料を含む)を負うことに変わりはありません。

なお、授業料後払い制度での貸与を受けるには「機関保証制度」の選択が必要となります(「人的保証制度」を選択することはできません)。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「保証機関(協会)」という。)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です(20ページ 12 【人的保証制度】(1)参照)。 ※必要な書類(20ページ 12 【人的保証制度】(4)参照)を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に大学院を通じて願い出ることができます。 【願い出の条件】 ・返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 ・連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理(破産・民事再生等)を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

【機関保証制度】

(1) 制度の概要

保証機関(協会)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です(原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います)。保証委託約款は64ページを参照してください。保証機関(協会)のホームページ(<https://kikanhosho.jees.or.jp/>)も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式(14～15ページ **10** (1)参照)を「所得連動返還方式」とする場合、必ず機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。(授業料後払い制度において、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、大学院から機構へ返金されます。その分の授業料の納付については大学院の指示に従ってください。)(55ページ **3** 参照)

(2) 保証範囲と保証期間

保証範囲は、元金、利子(第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金)及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関(協会)は、第一回の保証料を受領したときから保証を開始します。

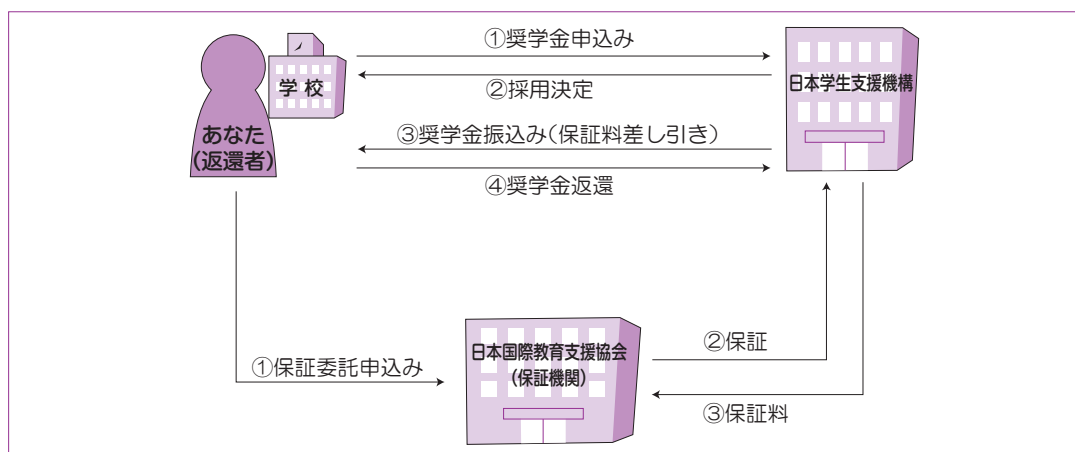
(3) 保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座(授業料支援金は、大学院又はあなたの口座)に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。(保証料(目安)は、62～63ページ[参考1])奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。



(4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座（授業料支援金は、大学院又はあなたの口座）に振り込みます。
奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をあなたにさせていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則としてあなたの奨学金振込口座（※）又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

※授業料支援金に係る保証料返戻の場合、大学院の口座は除きます。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は保証料分も含めて貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）及び求償権の行使

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります（求償権の行使）。代位弁済が行われた場合、必ずあなたが保証機関（協会）に返済しなければなりません。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が増加されます。また、請求に応じない場合は、法的手続き（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

〔人的保証制度〕

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をとのえた「返還誓約書」（55 ページ **3** 参照）を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の(4)の書類を提出してもらう必要があります。

（注）「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、その都度連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可） （誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類（コピー可）	○	×	（例）源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可） 及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	21～22ページの「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書、登記事項証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した人によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。

※併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に必要な書類を添付する必要があります。必要書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※確定申告書（控）については22ページ（注2）参照

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件 【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

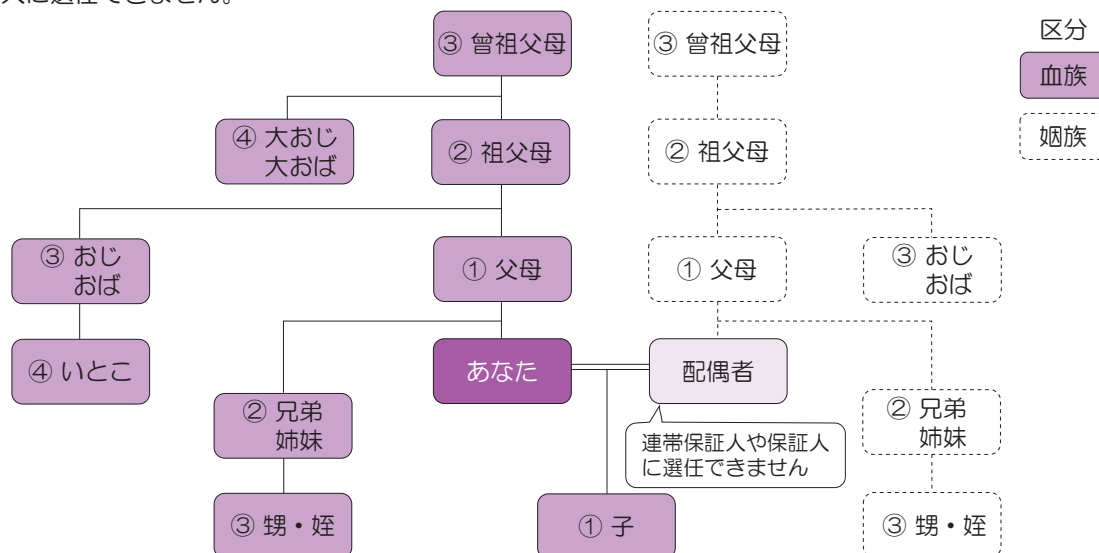
項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の人。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは21～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
イ	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
ウ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
エ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

②保証人の選任条件 【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母以外の人。	例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。 ・離婚した父母 ・本人が養子縁組している場合の実父母 ・配偶者の父母
イ	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	
ウ	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	
エ	4親等以内の親族。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
オ	スカラネットに入力する誓約日時点（2026年4月以降）で65歳未満の人。	例外として、スカラネットに入力する誓約日時点（2026年4月以降）で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
カ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	スカラネットに入力する誓約日時点（2026年4月以降）で成年（18歳）に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
キ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

20～本ページ(5)の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人（22ページ参照）であれば選任できます。

- ・4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
- ・離婚した父母を保証人に選任する場合
- ・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・スカラネットに入力する誓約日時点（2026年4月以降）で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。証明書の詳細は「返還保証書」を確認してください。（「返還保証書」は採用された後、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

返還保証書 区分	条件	資産等に関する証明書類（すべてコピー可）
A	I	給与所得者：年間収入金額 $\geq$ 320万円
		給与所得者以外：年間所得金額 $\geq$ 220万円
B	II	預貯金残高 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
C	II	固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

（注4）固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要です。ただし、「固定資産評価証明書」に「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書きがある場合、誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項全部証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。

※条件を満たすことが明確でない場合、代わり又は追加の証明書類が必要になることがあります。

上記のA～Cを組み合わせると貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	返還保証書 区分	条件
A+B	III	年間収入（注5）+（預貯金残高 $\div$ 16年（注6）） $\geq$ 320万円（注7）
A+C	III	年間収入（注5）+（固定資産の評価額 $\div$ 16年（注6）） $\geq$ 320万円（注7）
B+C	II	預貯金残高+固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
A+B+C	III	年間収入（注5）+（預貯金残高+固定資産の評価額） $\div$ 16年（注6） $\geq$ 320万円（注7）

（注5）年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得220万円以上）により判断してください。

（注6）16年は平均返還予定年数です。

（注7）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得額（年間所得 $\geq$ 220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（21ページ②保証人の選任条件）より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。
Q2	離婚した父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q3	申込者本人が養子縁組している場合の実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q4	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A2 ～4	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。申込者本人及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※スカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力することが必要です。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（21～本ページ②連帯保証人・保証人の選任条件の例外参照）。
Q5	2026年3月に18歳となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
A5	スカラネットに入力する誓約日時点（2026年4月以降）で成年（18歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人を保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※スカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

13 再貸与

過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表「大学院の課程の区分」参照）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種奨学金、授業料後払い制度又は第二種奨学金）を希望する場合、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合がありますが、所定の要件を満たす場合、現在在学している大学院の修了予定期まで再び奨学金を受けることができます。これを再貸与といいます。以下の通り、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）と第二種奨学金で再貸与を受けられる回数が異なります。（以下の「★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合」を参照）

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与：全ての学校区分を通じて1回限り再貸与可能

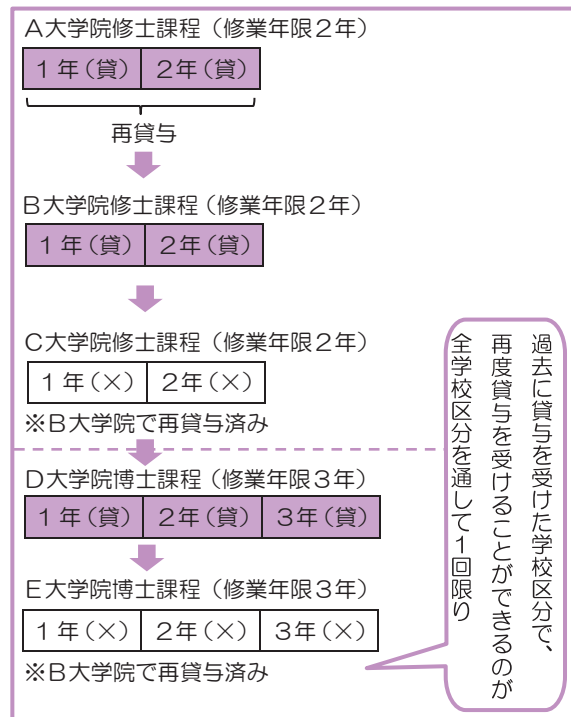
第二種奨学金の再貸与：各々の学校区分において1回限り再貸与可能

[大学院の課程の区分]

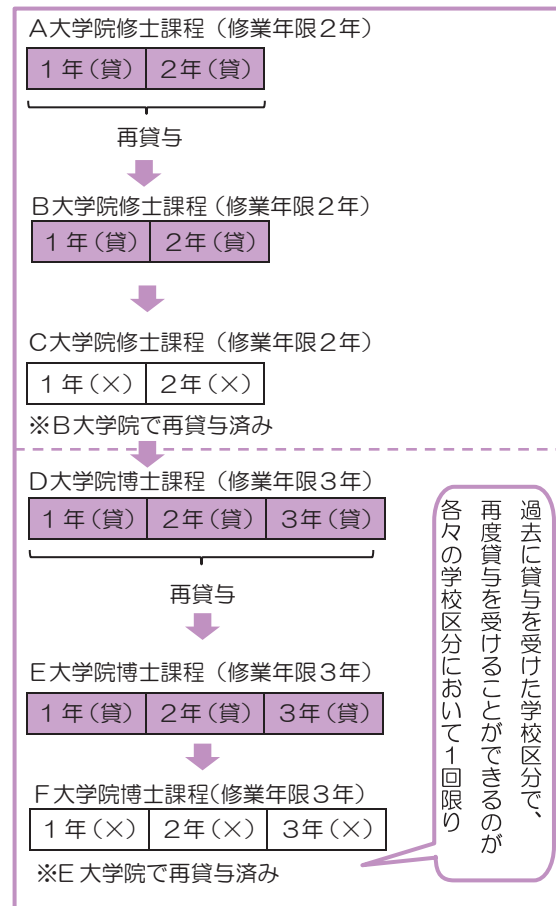
区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合

【第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）】



【第二種奨学金】



（貸）…貸与可能

（×）…貸与不可

貸与奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①大学院から申込関係書類を受け取ること、②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ「スカラネット」にアクセスし必要事項を入力すること、③インターネットを通じてマイナンバーを提出すること、④「奨学金確認書兼地方税同意書」を機構に直接提出することが必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

以下の内容をよく理解して、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込みの流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途大学院から指示があった場合はそれに従ってください。

申込みは、在学している大学院から申込関係書類を受け取った後、「スカラネット」から行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、大学院から指定された期限までに行わなければなりません。

(1) 申込関係書類の受取り

大学院から申込関係書類を受け取ってください。

- ・奨学金案内ダイジェスト
- ・「スカラネット入力下書き用紙」
- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット
- ・識別番号（ユーザID・パスワード）

(2) 選択事項（貸与月額、振込口座、利率の算定方法等）の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

項目	参照ページ	項目	参照ページ
奨学金の申込情報	26ページ●奨学金申込情報	利率の算定方法	12～13ページ 7 参照
奨学金の貸与額	7ページ 1 参照	保証制度	18～22ページ 12 参照
奨学金振込口座	11～12ページ 6 参照	返還方式	14～16ページ 10 参照

(3) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、必要書類の準備

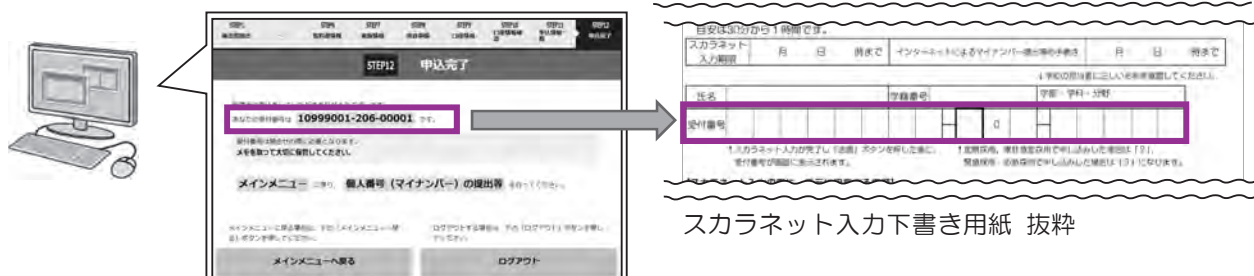
インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。また、インターネットによるマイナンバーの提出に備え、自分と配偶者のマイナンバーが分かる書類を用意してください（配偶者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください）。

(4) スカラネットによる申込み

大学院が定めた期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、奨学金を申し込むあなた自身が正確に入力・送信してください。スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込ID」及び「初期パスワード」も必要となります。

(5) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。



スカラネット入力下書き用紙 抜粋

(6) インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出します(38ページ **7** 参照)。

(7) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後 **1週間以内**に、原本を専用封筒に入れて、**直接機構へ簡易書留で郵送**します。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。



「奨学金確認書兼地方税同意書」に自署をする配偶者とスカラネットへ入力する配偶者は、一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れます。

(8) 必要書類の提出

定められた期限までに、27ページ記載の必要書類を大学院へ提出します。

提出前に書類が不備なくととのっているか確認してください。

※緊急採用・応急採用を申し込む場合は「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」も必要です。

【注意】該当者のみ：大学院より追加の書類の提出指示

- (1) 入学時特別増額貸与奨学金希望者で、追加で書類の提出が必要な人は、大学院より提出の指示があります。
- (2) マイナンバーを提出しても自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要になります。

- 申込手続き完了 -

※提出書類等の督促・不備照会について

提出書類等に不足や不備がある場合は、内容により次のとおり照会を行います。照会が来た場合は、放置せず必ず対応してください。

(1) マイナンバー又は「奨学金確認書兼地方税同意書」の未提出督促又は不備照会を行う場合

郵送による照会 あなたがスカラネットで登録、又は「奨学金確認書兼地方税同意書」に記入したあなたの現住所に対し、簡易書留で照会票を郵送します。照会票の内容をよく読み、期限までに対応してください。

ご不在の場合は必ず不在票が投かんされますので、必ず再配達を依頼してください。

電話による照会 あなたがスカラネットで登録、又は「奨学金確認書兼地方税同意書」に記入したあなたの電話番号に対し、マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）から架電します。携帯電話にこの番号を登録し、着信があった場合は必ず応答してください。

(2) (1) 以外の必要書類を求める場合

在学校を通じての照会 在学校からご連絡しますので、必ず対応してください。

(3) マイナンバーの再提出を求める場合

メールによる照会 提出したマイナンバーが誤っていた等の理由でマイナンバーの再提出が必要な場合（42ページ参照）は、あなたがスカラネット入力時に設定したメールアドレスに、jsas@ses.jasso.go.jpからメールを送信します。メールの内容をよく読み、早急に対応してください。

●奨学金申込情報 ※解説をよく確認し、スカラネット入力時には間違いのないよう入力してください。

スカラネット ②一奨学金申込情報の表示		解説
貸与中の奨学金なし	(1) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ希望します。	第一種奨学金もしくは授業料後払い制度が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
	(2) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種もしくは後払い 第2希望：第二種 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度が不採用となった場合は、第二種奨学金を希望する。
	(3) 第二種奨学金のみ希望します。	第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の基準に該当しない。又は第一種奨学金もしくは授業料後払い制度を希望しない。
	(4) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	第一種奨学金もしくは授業料後払い制度と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない（どちらか一方のみの貸与は希望しない）。
	(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ希望します。	第1希望：第一種もしくは後払いと第二種（併用） 第2希望：第一種もしくは後払い 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度を希望する（第二種奨学金のみの貸与は希望しない）。
	(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金もしくは授業料後払い制度不採用の場合、第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種もしくは後払いと第二種（併用） 第2希望：第一種もしくは後払い 第3希望：第二種 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学金を希望する。
	(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種もしくは後払いと第二種（併用） 第2希望：第二種 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金を希望する（第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみの貸与は希望しない）。
貸与中の奨学金あり	(8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金から、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度への変更を希望する。
	(9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金から、第二種奨学金への変更を希望する。
	(10) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金もしくは授業料後払い制度に加えて、第二種奨学金の貸与を希望する。
	(11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を希望する。
	(13) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第二種奨学金への変更を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第二種への変更 貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種の貸与を希望する。第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金への変更を希望する。
	(14) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度への変更を希望します。	第1希望：第一種もしくは授業料後払い制度と第二種（併用） 第2希望：第一種もしくは授業料後払い制度への変更 貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種もしくは授業料後払い制度の貸与を希望する。第一種奨学金もしくは授業料後払い制度と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度への変更を希望する。

貸与中の奨学金番号の入力が必要
下表の注意事項を参照

授業料後払い制度を利用できるのは修士課程相当のみです。

※(12)は欠番です。

※申込区分(8)～(14)を希望し、不採用となった場合でも貸与中の奨学金が打ち切られることはありません。

※(8)、(9)、(13)、(14)を希望し、現在貸与を受けている奨学金の変更を希望する人は、現在貸与中の奨学金の一部を返戻する必要がある場合があります。

緊急採用・応急採用を申し込む場合は、(1)(3)(4)(10)(11)の中から希望するものを1つ選んでください。

「●奨学金申込情報」の注意事項

希望する申込区分	注意事項	
(5)～(7)を希望	併用貸与が不採用になった場合を想定して第2希望の貸与奨学金の月額を選択してください。なお、採用後、貸与月額を減額することができます。（授業料後払い制度の場合は生活費奨学金）	
予約採用候補者が在学採用で(8)、(9)、(13)又は(14)を希望	①	予約採用の奨学生番号が決定している場合： スカラネット入力においては(8)、(9)、(13)又は(14)を選択し、貸与中の奨学金の奨学生番号を入力してください。
	②	予約採用の奨学生番号が決定していない場合： スカラネット入力においては(1)又は(3)を選択し、別途(8)、(9)、(13)又は(14)を希望していることを学校担当者に申し出てください。
予約採用候補者が在学採用で(10)又は(11)を希望	①	予約採用の奨学生番号が決定している場合： スカラネット入力においては(10)又は(11)を選択し、貸与中の奨学金の奨学生番号を入力してください。
	②	予約採用の奨学生番号が決定していない場合： スカラネット入力においては(10)又は(11)を選択し、貸与中の奨学生番号入力欄は空欄のままにしてください。

2 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なることに注意してください。

※奨学金の申込用に提出した一部を除く書類は返却しませんのでご留意ください。

	必要書類	概要・備考	提出先
1	【全員】 「奨学金確認書兼地方税同意書」(原本) 及び申込者本人(あなた)の身元確認書類	機構の諸規程を確認のうえ遵守することを誓約し、機構が申込者本人(あなた)及び配偶者のマイナンバーを利用すること等に同意する書類 身元確認書類は、申込者本人(あなた)の身分を証明する書類	機構 (注)専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送
2	【該当者のみ】 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	申込者本人(あなた)が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類(8ページ参照) (いずれか1点) ・在留カード(コピー) ・特別永住者証明書(コピー) ・住民票の写し(原本) 等、在留資格・在留期間(※1)(※2)が明記されているもの 「家族滞在」の場合のみ上記に加えて ・出入国記録の写し(原本)(※3) ※1「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※2 申込時点で在留資格の更新許可申請中であるものの、当該申請にかかる処分がなされていない「特例期間」に該当する場合は、在留資格の証明書類に加え、そのことを示す書類の提出が必要です。なお、「特例期間」に該当せず、申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へご相談ください。 ※3 ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。	在学している 大学院
3	【該当者のみ】 マイナンバーを提出できない申込者本人(あなた)・配偶者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」(本人記入の様式、機構ホームページ掲載)	申込者本人(あなた)・配偶者が事情によりマイナンバーを提出できない場合	
4	【該当者のみ】 申込者本人(あなた)・配偶者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」(様式は機構ホームページ掲載)	申込者本人(あなた)・配偶者が海外に居住し、2025年度(2024年1月1日～12月31日)の住民税が課税されていない(2025年1月1日時点で国内に居住していない)場合 ※二次採用(秋)では2026年度(2025年1月1日～12月31日)の住民税が課税されていない(2026年1月1日時点で国内に居住していない)場合	
5	【該当者のみ】 (様式)「進学前離職の特例措置に係る申請書」 及び次の(1)～(5)のいずれかの書類 (1)会社発行の離職(退職)証明書 (2)雇用保険被保険者離職票(写し) (3)雇用保険受給資格者証(写し) (4)退職(離職)日の記載がある源泉徴収票(写し) (5)休職日の記載がある休職証明書(無給であることがわかるもの)	32ページ 5 [進学前離職の特例措置について]参照	
6	(機関保証の場合) 本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等	18ページ 12 [機関保証制度] (1)、 「スカラネット入力下書き用紙」9ページ「2.本人以外の連絡先について」参照	
7-1	(人的保証の場合) 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」	20ページ 12 [人的保証制度] (4) 参照	在学している 大学院
7-2	(人的保証の場合) 連帯保証人の「収入に関する証明書類」		
7-3	(人的保証の場合) 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」		
7-4	(人的保証の場合で例外に該当する人を選任する場合) 選任する人の「資産等に関する証明書類」		
8	【緊急採用・応急採用申込者のみ】 「貸与奨学金(緊急採用・応急採用)証明書類提出書」、「家計急変事由の証明書類」、「収入に関する証明書類」	49ページ 2 (2)「緊急採用・応急採用の申込みに必要な書類」参照	
9	【原則全員】 申込者本人(あなた)及び配偶者のマイナンバー及び住民票に記載の住所が確認できる書類	39ページ 7 [マイナンバー提出等の手続き] (2)、スカラネット入力下書き用紙14～16ページ【マイナンバー(個人番号)の提出等に関する入力内容記入欄】参照。 (注) 在学している大学院には決して提出しないでください。	

3 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ

10ページ **5** で案内した入学時特別増額貸与奨学金について説明します。

《1》 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための要件と交付時期

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の（１）又は（２）のいずれかを満たす必要があります。

（１）奨学金申込時の家計基準における貸与額算定基準額（10ページ **5**（２）参照）が0円となる人

⇒「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

大学院の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。

（２）上記（１）以外の人

⇒スカラネット入力前に《2》の手続きが必要です。

大学院の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。

※「国の教育ローン」が利用できた場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません

※貸与額算定基準額が0円を超えるにもかかわらず、「国の教育ローン」を申し込む手続きをおこなわなかった場合は「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。

《2》 貸与額算定基準額が0円を超える人の手続き

「国の教育ローン」への申し込みが必要です。下表を参照ください。

国の教育ローン	必要手続き
国の教育ローンを申し込んで利用できなかった	「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」が発行された場合は、当該通知文を大切に保管しておいてください。スカラネット入力時に記載の日付を入力していただく必要があります。
国の教育ローンを申込みしようとしたが、申込要件を満たさず、申し込みなかった	あなたやあなたの保護者等が日本政策金融公庫の窓口、電話、WEB等で申込みできないことを確認した日付を控えておいてください。スカラネット入力時に当該日付を入力していただく必要があります。

4 転職等により収入が減少した場合

貸与額算定基準額（10ページ ■5（2）参照）は提出されたマイナンバーで取得した住民税情報で算出しますが、スカラネットで必要事項を入力し、かつ以下の条件を全て満たす場合は、給与収入及び事業所得について、転職後の収入を用いて貸与額算定基準額の算定（以下、再審査という。）を行うことが可能です。

□2024年1月2日（秋に申し込む場合は2025年1月2日）以降にあなた又は（及び）配偶者が転職等※したことによって収入が減少した

□住民税情報に基づいた貸与額算定基準額で選考した結果、第一希望の申込区分の家計基準を満たさず不採用となった

※転職とは、2024年1月2日（秋に申し込む場合は2025年1月2日）以降に勤務先を変更した、または開業したことをいいます。

※アルバイトの数が変更になり、減収した場合も含まれます。

再審査を希望する場合、収入を証明する書類の提出が必要です。なお、書面審査には1～2か月かかるため、通常に比べ、選考完了が大幅に遅れることがあります。

【転職後の収入を用いて審査を行う流れ】

（例）第一希望が第一種奨学金、第二希望が第二種奨学金の場合で、マイナンバーにより取得した住民税情報による選考を行い、第一希望の第一種奨学金が不採用であった場合

①スカラネットで申込み

※あなた又は（及び）配偶者が2024年1月2日（秋に申し込む場合は2025年1月2日）以降の転職により減収し、再審査を希望する旨を入力

②マイナンバーにより取得した住民税情報で家計審査

※この段階で第一希望の貸与奨学金に採用となった場合、再審査は行いません

③第一希望の奨学金が不採用

④機構から大学院に収入証明書類の提出を依頼

⑤大学院からあなたに収入証明書類の提出を依頼

⑥あなたから大学院に収入証明書類を提出し、大学院から機構へ提出

⑦提出された収入証明書類による再審査

⑧選考完了

※再審査の結果は大学院を通じてお知らせします

転職後に減収した収入により、書面による再審査を希望する場合のスカラネット入力

スカラネット画面「⑧あなたの所得情報」の1.(2)、(a)に以下のように入力します。

①「はい」に☑します。

※転職している場合でも、減収していない場合は「いいえ」を選択してください。

②「第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。」に☑します。

(a) あなたは20XX年1月2日以降に転職しましたか。

※転職している場合でも、減収していない場合は、「いいえ」を選択してください。

① ☒ はい ☐ いいえ

「はい」を選択した場合も、マイナンバーで連携した情報（20XX年1月～20XX年12月の収入情報）にて審査を行います。ただし、選考結果によっては、書面による直近の給与明細等の提出により、再審査を希望することができます。次から選択してください。

② ☒ 第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。

☐ 直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望しません。

③「上記の内容を理解の上、直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望します。」に☑します。

書面審査はマイナンバーで取得した情報による選考結果が判明した後に行います。そのため、通常に比べ、選考の完了が大幅に遅れることがあります。そのことをよく理解した上で、希望するようにしてください。

転職しているが、減収していない場合

減収していない場合は「いいえ」に☑します。

(a) あなたは20XX年1月2日以降に転職しましたか。

※転職している場合でも、減収していない場合は、「いいえ」を選択してください。

☐ はい ☒ いいえ

再審査のための書面審査が必要となった場合の提出書類

提出が必要となった場合は、**大学院から提出依頼があります**。大学院から書類の提出依頼があった場合は、以下の書類の提出が必要です。

※提出時期については大学院に確認してください。

対象者	必要書類	概要
再審査対象全員	(様式) 収入証明書提出用紙	様式は大学院から受け取ってください。
給与収入の場合	転職後の給与明細 (直近3か月分) ※直近3か月の期間内に賞与がある場合は賞与明細も提出 ※複数の勤務先がある場合は、全ての給与明細を提出 ※転職してから3か月に満たない場合は、転職した月以降の分を提出	給与明細から平均月収を算出(非課税の交通費を除く)し、年額を算出します。 ※氏名、勤務先名、月ごとの金額が記載された給与明細が必要です。
事業所得の場合	帳簿 (直近3か月分) ※開業してから3か月に満たない場合は、開業した月以降の分を提出	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出してください。 収入(売上)金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を算出します。

※上記以外の収入については、マイナンバーで取得した情報を利用するため、書類の提出は不要です。

※給与収入及び事業所得がある場合は、両方提出が必要です。

(例) A社に転職し減収したが、自営業(変化なし)も行っている場合は、A社の給与明細及び自営業分の帳簿を提出してください。

5 進学前離職の特例措置について

申込者本人が進学のために進学前1年以内に離職又は無給休職したことにより収入が減少している場合は、以下の特例措置を適用し、家計基準の判定を行います。

(1) 特例措置の概要

家計基準は、住民税情報に基づく貸与額算定基準額により判定を行います。その際、貸与額算定基準額は、2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報（秋に申し込む場合は、2025年（1月～12月）の収入に基づく2026年度住民税情報に基づいて算定するため、申込者本人が進学に伴い離職または休職（無給の場合に限ります。以下、無給休職といいます。）したことにより収入が減少している場合に、実態との乖離が生じることになります。

このため、大学院に入学する日の1年前から前日までに離職又は無給休職した申込者本人の所得を選考に算入しない特例措置を適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該特例措置の適用の認定を受けても、申込者本人に配偶者がいる場合には配偶者の所得の状況等により、不採用となる場合もあります。

(2) 特例措置適用の対象者

以下のいずれにも該当する申込者本人を対象とします（配偶者は本取扱いの対象となりません）。

- ☐ 2026年度又は2025年度に大学院へ1年次として進学し、かつ進学した日の1年前から前日までに離職又は無給休職した方。

＜2026年度入学の場合＞

- ☐ 2026年度大学院在学定期採用（春）で申し込む学生本人に、2025年度の住民税（2024年1月～12月分の収入に基づき算出）が課されていること。
- ☐ 2026年度大学院在学定期採用（秋）で申し込む学生本人に、2026年度の住民税（2025年1月～12月分の収入に基づき算出）が課されていること。

＜2025年度入学の場合＞

- ☐ 2026年度大学院在学定期採用（春）で申し込む学生本人に、2025年度の住民税（2024年1月～12月分の収入に基づき算出）が課されていること。

※2026年度大学院在学定期採用（秋）で申し込む場合は対象外です。

※一般的に、申込者本人の年収が100万円（勤労学生控除の適用を受けていた場合、124万円）を超えると住民税が課税されるとされています。（2025年度の住民税（2024年1月～12月分の収入に基づき算出）の場合）

※緊急採用・応急採用に申し込む場合は、スカラネット入力完了日（申請日）が4月～9月の場合は「定期採用（春）」に、10月～3月の場合は「定期採用（秋）」に該当します。

(3) 申請方法

スカラネットで申請し、次の書類を大学院に提出してください。

必要書類	概要
（様式）進学前離職の特例措置に係る申請書	様式は大学院から受け取ってください。
次の（1）～（5）のいずれかの書類 （1）会社発行の離職（退職）証明書 （2）雇用保険被保険者離職票（写し） （3）雇用保険受給資格者証（写し） （4）退職（離職）日の記載がある源泉徴収票（写し） （5）休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの）	入学する日の前1年以内の離職（退職）日※と、離職（退職）者として学生本人の氏名の記載が必要です。 ※休職している場合は、休職日

進学前離職の特例措置による審査を希望する場合のスカラネット入力

スカラネット画面「⑧あなたの所得情報」の1.(2)、(c)に以下のように入力します。

「はい」に☑します。

(c) あなたは、20XX年度（20XX年1月～12月分）の住民税情報にて給与所得があり、住民税が課税されており、かつ20XX年度に大学院へ入学する日の前1年以内に離職又は無給の休職をしましたか。 ②

☒ はい ☐ いいえ

離職又は無給の休職をしているが、大学院へ入学する日の前1年以内でない場合

入学する日の前1年以内に離職又は無給の休職をしていない場合は「いいえ」に☑します。

(c) あなたは、20XX年度（20XX年1月～12月分）の住民税情報にて給与所得があり、住民税が課税されており、かつ20XX年度に大学院へ入学する日の前1年以内に離職又は無給の休職をしましたか。 ②

☐ はい ☒ いいえ

6 スカラネットによる申込み

大学院から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください(入力期限は「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください)。送信した申込内容は原則として変更できません。

(1) スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

[パソコン]

OS : Windows 11

ブラウザ : Microsoft Edge

[モバイル端末]

OS : iOS 17 以上、iPadOS 17 以上、Android 13 以上

ブラウザ : Mobile Safari、Android 用モバイル版 Google Chrome

(注1) フィーチャーフォンには対応していません。

(注2) アップル社が販売している macOS を搭載するコンピュータについては未確認です。

(2) スカラネット入力に関する注意事項

- ① 申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- ② 識別番号(ユーザID・パスワード)は、大学院から受け取ります。
- ③ 「奨学金確認書兼地方税同意書」に印字された申込ID・初期パスワードの入力も必要になります。
- ④ 入力文字については、下記の「(3) 文字入力」を参照してください。
- ⑤ その他、申込みに関して不明な点がある場合は、大学院に確認してください。

(3) 文字入力

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載どおりに入力してください。ただし、次の(ア)～(ウ)の留意点があります。

(ア) 旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます(吉→吉、祐→祐、廣→廣 等)。

また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

(イ) 読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

(ウ) 外国籍の人の氏名は、口座開設時に用いた住民票の写しや在留資格証明書等の公的証明書類の記載をもとに、カタカナで入力してください。

・入力方法は下記②の(例)を参照してください。

・アルファベットは使用できないため、カタカナに置き替えてください。

・(申込者本人のみ) 銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限(本人氏名欄、配偶者欄)

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ**全角5文字**まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ**全角15文字**まで入力できます。「スペース」は入力しないでください。制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください(名前が途切れていてもかまいません)。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、途中で切らずにフルネームを入力してください。

(例) Scholarship Thomas Michael Taro (スカラシップ トーマス マイケル タロウ)

良い例 漢字氏名欄:【姓】スカラシッ(「プ」は切る) 【名】トーマスマ(「イケルタロウ」は切る)

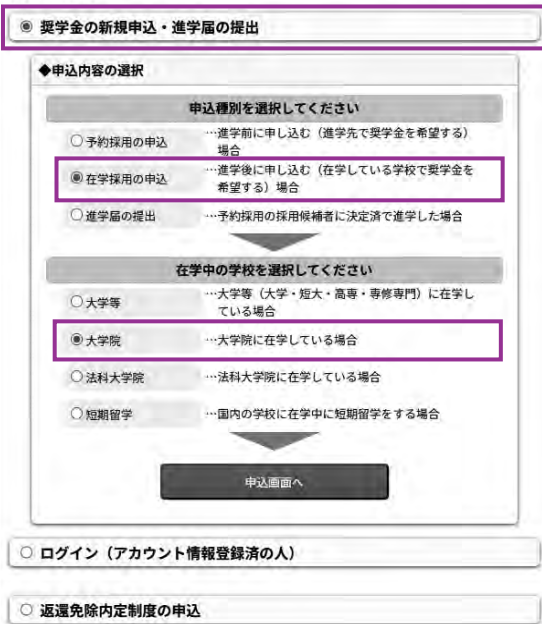
カナ氏名欄:【姓】スカラシップ 【名】トーマスマイケルタロウ

悪い例 漢字氏名欄:【姓】スカラシッ 【名】トーマスマ

カナ氏名欄:【姓】スカラシッ 【名】トーマスマ(漢字氏名と同じにしている)

(4) スカラネット初回ログイン ※画像は2026年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

奨学金申込みのためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックしてください。



※「初回ログイン」は、申込みごとに行います。

例 2025年一次採用に第一種奨学金に申込みした人も、2026年一次採用に第二種奨学金を申込みする際は「ログイン（アカウント情報登録済の人）」ではなく、「初回ログイン」から始める。



■ スカラネットにアクセス

ブラウザのアドレスバーに次のURLを入力し、「スカラネット」にアクセスします。

<https://www.sas.jasso.go.jp/>



最初に「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「在学採用の申込」、さらに「大学院」を選択します。その後、**申込画面へ** ボタンを押します。

■ 識別番号入力

別のウィンドウが開きます。

大学院から受け取った「識別番号」のユーザID（8桁の数字）とパスワードを入力して、**次へ** ボタンを押します。



■ 申込選択

まず、「申込み奨学金(1)または(2)」を選択後、「次へ」ボタンを押してください。という設問の選択肢の中から「(1)定期採用(1次又は2次)」又は「(2)緊急採用・応急採用」を選択します。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込みをやり直す必要が生じます。申込みを希望する奨学金を選んでいないことを再度確認してください。

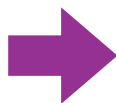
選択し終わったら、**次へ** ボタンを押します。



■ アカウント情報の登録

奨学金の申込みをするのに必要なアカウント情報を登録していきます。

①ログイン：大学院から受け取った「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されている ZM26で始まる10桁の「申込 ID」と初期パスワードを入力して、**次へ** ボタンを押します。



■ アカウント情報の登録（続き）

②メールアドレス登録：画面の指示に従って、登録したいメールアドレスを入力します。

③パスワード設定：画面の指示に従って、新しいパスワードを入力します。②③両方を入力し終わったら、「送信」ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録（続き）

④メールアドレス認証：②で入力したメールアドレスに認証コードが届きます。メールに記載の認証コードを入力して、「認証」ボタンを押します。

⑤アカウント情報登録完了：メールアドレスの認証に成功すると、アカウント情報の登録が完了します。メールアドレスと「申込ID」がセットで表示されたことを確認したら、「次へ」ボタンを押します。

(5) 申込内容の入力



■ メインメニュー

アカウント情報の登録が完了した人が使える「メインメニュー」画面です。

「奨学金申込」ボタンを押して、奨学金の申込みを開始します。

※申込みの途中で一時保存して入力を中断し、申込みが完了していない場合は、「申込を再開する」ボタンが表示されます。

■ 申込内容の入力

STEP1 申請にあたっての同意事項の確認 画面が表示されます。これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入した内容を、画面の指示に従って入力していきます。

STEP10 奨学金振込口座情報確認 まで終わったら、「次へ」ボタンを押します。

STEP1 申込書提出 STEP6 契約書情報 STEP7 所居情報 STEP8 申込事項 STEP9 口座情報 STEP10 口座情報確認 STEP11 奨学金申込情報一覧 STEP12 申込完了

2025年4月1日

あなたの入力した学籍番号は **1234** です。

申込みはまだ完了していません！

あなたの入力した内容は以下の通りです。

- 入力内容に相違がない場合は、「重要事項確認（必須）」をすべて確認し、ページ最下部の「送信」ボタンを押してください。また、「送信」ボタンを押した後に「受付番号」が表示されますので必ず確認してください。
- 入力内容を訂正する場合は「内容を訂正する」ボタンを押してください。

奨学金申請の理由	規定枠を確認し、同意しました。
「奨学金制度運営委員会」に印字されている申込ID	ZM25123456

③ - あなたの氏名・契約情報

あなたの氏名（漢字）	高橋 太郎
あなたの氏名（カナ）	キコウ タロウ
最初日	2025年4月1日
生年月日	20XX年（平成XX年）4月1日
国籍	日本国籍

① - 氏名・契約情報の内容を訂正する

STEP1 申込書提出 STEP6 契約書情報 STEP7 所居情報 STEP8 申込事項 STEP9 口座情報 STEP10 口座情報確認 STEP11 奨学金申込情報一覧 STEP12 申込完了

2025年4月1日

あなたの入力した学籍番号は **1234** です。

申込みはまだ完了していません！

※学籍番号の相違を確認すると、送金金が滞ります。送金金が滞ると送金口座の凍結が行われることがあります。

※学籍番号の相違が原因になった場合は、難し出により、当月の送金額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し送金期間を延長する「成績減額制度」や、一定期間送金期間を先延ばしする「成績減額送金制度」を利用できる場合があります。

※「成績減額制度」は、「所得連動送金方式」を適用した第一種奨学金と、授業料減免制度は対象外です（利用できません）。

送信

■ 申込内容の確認・訂正

STEP11 奨学金申込情報一覧 が表示されます。各入力画面において誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を保存（印刷、スクリーンショット等）することをおすすめします。

■ 申込内容の送信

STEP11 奨学金申込情報一覧 の内容に相違がなければ、「重要事項確認（必須）」を全て確認し、「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

STEP1 申込書提出 STEP6 契約書情報 STEP7 所居情報 STEP8 申込事項 STEP9 口座情報 STEP10 口座情報確認 STEP11 奨学金申込情報一覧 STEP12 申込完了

奨学金の申込をしていただきありがとうございます。

あなたの学籍番号は **10999001-206-00001** です。

メインメニューに戻り、個人番号（マイナンバー）の提出等を行ってください。

受付番号は申込書の提出に必要となります。メモを取って大切に保管してください。

奨学金手続きは完了していません。奨学金の受取のためにはマイナンバーの提出が必要です。

メインメニューに戻る ログアウト

■ 受付番号の確認

申込情報が正常に送信されると、「受付番号」が表示されます。「スカラネット入力下書き用紙」表紙の「受付番号」欄に書き写しておいてください。

引き続き、次ページ 7 「マイナンバー提出等の手続き」へ進んでください。

■ メインメニューに再ログインすると

ログアウト後、再度メインメニューにログインするためには、ZM26で始まる10桁の「申込ID」と、自分で設定した「パスワード」（36ページ参照）が必要です。

申込みが完了している場合、次回ログイン以降はメインメニューで申込内容や選考結果を確認することができます。

よくあるトラブル

❓ 次の画面に進めない

表示されているページに入力誤り・入力漏れがあると、「次へ」ボタンを押しても次の画面には進めません。エラー発生を示すメッセージと共に訂正の必要な箇所が表示されるので、指示に従って正しく入力し直してください。

❓ 入力の途中で間違いに気付いた

STEP2 誓約 から **STEP10 奨学金振込口座情報確認** の間は、「戻る」ボタンで前の画面に戻って直すことができます。また、最後の **STEP11 奨学金申込情報一覧** まで進んでから、訂正したい画面に戻って間違いを直すこともできます（本ページ左上参照）。訂正が終わったら、画面下の「確定」ボタンを押すと、**STEP11 奨学金申込情報一覧** の画面まで一度に進むことができます。

❓ 入力の途中で強制的に終了してしまった

1画面あたり30分の入力制限時間をオーバーしてしまった、機構がデータ更新処理を開始してしまった、スカラネットの動作環境（34ページ（1）参照）を満たしていない、のいずれかが考えられます。画面内のメッセージに従っていったん申込作業を終了してください。

7 マイナンバー提出等の手続き

奨学金の選考のためにはマイナンバーの提出が必要です。スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。過去に奨学金の申込み等でマイナンバーを提出したことがあっても、あなた及び配偶者のマイナンバーを改めて提出する必要があります。なお、奨学金の申込みにおいて、マイナンバーはインターネットによってのみ提出しますので、マイナンバーをコピーした書類を郵送することや、大学院へ提出することがないようにご注意ください。

マイナンバーを用いて選考に必要な住民税情報を取得するためには、法令に基づき、取得する対象者の同意が必要です。本機構では、「奨学金確認書兼地方税同意書」において、あなた及び配偶者の同意を得たうえで、それぞれの住民税情報を取得し、奨学金の選考を実施します。「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出方法は、大学院から配付された大きな封筒に同封の「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」をご確認ください。

あなた及び配偶者がマイナンバーを持っていないことは、まずありません。

マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。

「マイナンバー記載の住民票の写し」や「通知カード」でマイナンバーを確認することが可能です。

⚠ 重要

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない場合

貸与奨学金の選考は、あなた及び配偶者の収入状況等をもとに行いますが、海外赴任等により日本で住民登録がない場合は、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。その場合は、別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、**必要な書類**を提出してください。

海外赴任等していても、日本で住民登録されていてマイナンバーの提出が可能である場合は、マイナンバーを提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html>



ア. 国内に居住していない場合

次のそれぞれの時点において、国内に居住しておらず、日本で住民登録がない方については、上記の機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ大学院に提出してください。

一次採用（春）：2025年1月1日

二次採用（秋）：2026年1月1日

※緊急採用・応急採用に申し込む場合は、スカラネット入力完了日（申請日）が4月～9月の場合は「一次採用（春）」に、10月～3月の場合は「二次採用（秋）」に該当します。

イ. 事情（海外赴任等）によりマイナンバーを提出できない場合

上記の機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ大学院に提出してください（ア. にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください）。

また、マイナンバー提出用サイトでは「提出できません」を選択してください。

2026年度の最終手続き期限については、以下の機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html>

期限までに必要な書類やマイナンバーの提出がない場合、また、不備を解消しない場合は不採用となりますので、十分ご注意ください。



※マイナンバー提出用のサイトのイメージは、次ページをご確認ください。

(1) マイナンバー提出用サイトへのログイン

※画像は2026年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

■スカラネット「メインメニュー」画面にアクセス
「受付番号」の発行（37ページ参照）後、スカラネット「メインメニュー」画面にアクセスすると、画面左下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンが押せるようになります。このボタンを押すと、マイナンバー提出用サイトへ移動します。

「受付番号」の発行前（スカラネット入力完了前）は、マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、上図のとおり「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「—」となり、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンも押せません。
マイナンバー提出等の手続きは、「受付番号」発行後、続けて行ってください。

⚠ **マイナンバー提出等の手続きは、あなたが行います。**
マイナンバー提出用サイトでは、あなたと配偶者（いる場合のみ。以下同じ。）のマイナンバーを入力し、提出しますが、それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけです。あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身が行うようにしてください。

(2) 必要情報の入力

■スカラネットで入力した情報の確認

ここでは、あなたとスカラネットで入力した配偶者の情報を確認します。
両者の情報に誤りがない場合は、各人の「確認しました」にチェックを付けてください。
情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、大学院の担当者に修正を依頼してください。大学院から修正完了の連絡を受けた後で再度この画面に進み、正しい情報が表示されたことを確認したら「確認しました」にチェックを付けてください。

■マイナンバー提出可否の選択

両者の情報が正しいことを確認したら、あなたと配偶者のそれぞれについて、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。
「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。
「提出できません」を選択した方については、「提出できない理由」を選択し、「その他の事情により提出できない」を選択した場合は、詳細を全角50文字以内で入力します。

⚠ **マイナンバーを持っている方は、提出してください。**
マイナンバーを持っていないことは、まずありません。「マイナンバーカードを持っていない」とこと「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、マイナンバーカードを持っていないでも、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。
誤解により「提出できません」を選択した場合も変更はできませんので、十分にご注意ください。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP2 住民票住所

登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

姓 氏名	梅崎 太郎
カナ氏名	キコウ タロウ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	2000年(平成12年)4月1日

あなたの 住民票記載の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字) 例: 1234567

住所1 (自動入力) 郵便番号未入力

住所2 (登録以降) (全角文字) 例: 1234-567

登録されている配偶者の情報は以下のとおりです。

姓 氏名	梅崎 花子
カナ氏名	キコウ ハナコ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	2000年(平成12年)5月1日

配偶者の 住民票記載の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字) 例: 1234567

住所1 (自動入力) 郵便番号未入力

住所2 (登録以降) (全角文字) 例: 1234-567

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。 次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

■ 住民票住所の入力

ここでは、あなたと配偶者について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で発行を受けられる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカードのおもて面でも確認できます。

郵便番号7桁を入力して「住所検索」ボタンを押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。丁目部分が重複となっていないか確認してください。なお、配偶者については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、「申込者本人と同じ住所を自動表示する」ボタンを押すことで、入力を省略できます。

「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

参考：一時保存



「個人番号提出可否」画面及び「住民票住所」画面では、左のボタンを押すことで、入力内容の一時保存ができます。

入力内容を保存しました。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューに戻る」ボタンを押してください。入力を受け取る場合は、下の「入力を受け取る」ボタンを押してください。

白アウトする場合は、下の「白アウト」ボタンを押してください。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP3 個人番号

個人番号画面は一時保存できません。

登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

姓 氏名	梅崎 太郎
カナ氏名	キコウ タロウ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	

あなたの個人番号を入力してください。

※マイナンバーカードを確認し、正しい個人番号を入力してください。
他の人の個人番号を入力したり、個人番号の全部または一部の入力をするなど、悪用が考えられます。十分注意して入力してください。

個人番号 (半角数字) 例: 1234 5678 9012

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字) 例: 1234 5678 9012

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。 次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

※入力したマイナンバーは「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ表示される。

個人番号 (半角数字) 例: 1234 5678 9012

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字) 例: 1234 5678 9012

■ マイナンバーの提出

ここでは、あなたと配偶者について、マイナンバー12桁を入力します。

入りに先立ち、あなたと配偶者のマイナンバーを確認するための書類を準備してください。配偶者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず配偶者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

【マイナンバーを確認できる書類】

- ・マイナンバーカードうら面
- ・通知カードおもて面
- ・マイナンバー記載の住民票の写し(お住まいの市区町村で発行)

マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。

特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になります。入力項目の右隣にある「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ、入力したマイナンバーを表示できます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず2か所の「個人番号を表示」ボタンを押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、配偶者のマイナンバーは配偶者の欄に、正しく入力されていることも必ず確認してください。

「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

2026年4月1日

個人番号提出はまだ完了していません！

あなたの入力した内容は以下のとおりです。

1. 入力内容に間違いがない場合は、ページ最下部の「送信」ボタンを押してください。

2. 入力内容を訂正する場合は、「内容を訂正する」ボタンを押してください。

① - 個人番号提出可否

申込者本人	提出できます
配偶者	提出できます

① - 個人番号提出可否の内容を訂正する

② - 住民票住所

申込者本人	〒162-0845 東京都 板橋区 市谷本村町 1丁目 2号
配偶者	〒162-0845 東京都 板橋区 市谷本村町 1丁目 2号

② - 住民票住所の内容を訂正する

③ - 個人番号

申込者本人	*****	個人番号を表示
配偶者	*****	個人番号を表示

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「住民票の写し」や「通知カード」で確認できます！

③ - 個人番号の内容を訂正する

入力内容に間違いがない場合は、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

■ 入力内容の確認及び送信

ここでは、①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します。（マイナンバーだけは、「個人番号を表示」ボタンを押して確認します。）

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある「～を訂正する」ボタンを押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の「送信」ボタンを押します。

なお、「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択した方が1名でもいる場合は、「送信」ボタンを押した後、下図の警告が表示されます。問題がなければ警告内の「送信」ボタンを押し、送信をやめる場合は「閉じる」ボタンを押してください。

警告

配偶者は、個人番号の提出可否で「提出できません」を選択しています。個人番号を提出できない場合は、別途書類を提出する必要があります。

氏名：梅田 花子

入力内容を再度確認する場合は、下の「閉じる」ボタンを押してください。

閉じる

送信を続ける場合は、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

⚠ 「送信」ボタンを押す前に必ずご確認ください！

・マイナンバーがあるのに、マイナンバーカードを持っていないからといって「提出できません」を選択していませんか？

→たとえ誤解でも、「送信」ボタンを押すと変更できません。

・あなたと配偶者のマイナンバーを逆に入力していませんか？

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

個人番号の提出が完了しました。

「奨学金確認書兼地方税同意書」に署名をし、必要な書類を添付のうえ、1週間以内に募集期間で所定の郵送先までご郵送ください。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューへ戻る」ボタンを押してください。

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

メインメニューへ戻る ログアウト

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等



※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）の提出等画面へ移動します。

「未提出」のままになっている場合は「送信」ボタンを押しておらず、手続きが完了していません！

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

⚠ 入力内容に誤りがあると、奨学金の選考が遅れます！

入力内容の誤りは、本機構の審査開始後の発覚となり、不備照会を行ってから再提出等の手続きをすることになりますので、奨学金の選考が遅れます。

上段にも記載のとおり、「送信」ボタンを押す前に、必ず全ての情報が正しく入力されていることをご確認ください。

■ マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で「送信」ボタンを押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、必ずメインメニューに戻り、「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「提出済」になったことを確認してください。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内に本機構まで郵送してください。

■ 手続き完了後の「メインメニュー」画面表示

マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することができますが、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは押せなくなり、入力した情報を訂正することや誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認することはできません。

(3) マイナンバーの再提出（スカラネット「メインメニュー」画面及びメールでお知らせ）

マイナンバー提出等の手続きが完了し、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類の郵送も完了した後は、原則として選考の完了を待ちいただくことになります。ただし、次のような場合は、改めてマイナンバー提出等の手続きが必要になります。

マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。再提出がないと選考が行えません。

■ 配偶者を追加又は誤って配偶者として入力した人物を変更した場合

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	未提出（人物変更）

個人番号（マイナンバー）の提出等

➡

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	提出済（人物変更）

個人番号（マイナンバー）の提出等

配偶者を追加又は変更した場合は、変更後の人物のマイナンバーを提出する必要があります。上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（人物変更）」と表示されますので、該当者について、改めて前記（2）の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（人物変更）」に変わります。

■ 提出したマイナンバーが誤っていた場合

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	未提出（要再提出）

個人番号（マイナンバー）の提出等

➡

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	提出済（再提出）

個人番号（マイナンバー）の提出等

本機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／配偶者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／配偶者のものであるか）を確認します。その結果、あなたと配偶者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（要再提出）」と表示されますので、該当者について、改めて前記（2）の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（再提出）」に変わります。

マイナンバーの再提出が必要となった場合は、36ページで登録したあなたのメールアドレスにメールでお知らせしますので、スカラネット入力完了後も登録したメールアドレスは削除しないようご注意ください。また、上図のとおりスカラネット「メインメニュー」画面の表示も更新されますので、定期的に同画面を確認してください。マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。

進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選者が行われる緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に、年間を通じて申し込むことができます。

緊急採用・応急採用の家計急変事由（本ページ **1**（1）参照）に該当することを確認し、証明書類（49ページ **2**（2）参照）を用意のうえ、学校を通じて申込みしてください。

1 緊急採用・応急採用の概要

(1) 緊急採用・応急採用の家計急変事由

緊急採用・応急採用の申込みが認められる家計急変事由は、下表のとおりです。

なお、下表に該当しない場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。

家計急変事由（緊急採用・応急採用）		家計急変事由の発生日
1. 死亡	(1) 配偶者が死亡	死亡日
	(2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡	
2. 事故・病気等	(1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】 （家族の看護、介護による休職を含む）	事故・病気等発生以降の家計急変日
	(2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】 （申込者自身の治療費等による支出増大を含む）	事故・病気等の発生日
3. 失職（退職、会社倒産、廃業）	(1) 申込者本人又は配偶者が失職	離職日、廃業日
	(2) 申込者本人の同一生計の父母が失職	
4. 震災、火災、風水害等に被災	(1) 被災等により、収入が無くなった	罹災日、被災日
	(2) 被災等により、収入が減った	
	(3) 被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）	
	(4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等	
5. 配偶者等による暴力等から避難	(1) 配偶者による暴力等から避難	保護施設への入所年月日等
	(2) 申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難	
6. 離別（離婚・行方不明等）	(1) 配偶者との離別	離別日（離婚日、失踪日等）
	(2) 申込者本人の同一生計の父母との離別	
7. 進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）		休職開始日

※上記の家計急変事由により家計（収入状況、支出状況）が急変した者（申込者本人又は配偶者）のことを、「家計急変者」といいます。

<家計急変事由の説明>

1. 死亡

(1) 配偶者が死亡

- ・ 配偶者が死亡し家計が急変した場合が該当します。
- ・ この事由は、申込者本人のみのマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

(2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡

- ・ 申込者本人の同一生計の父母が死亡し家計が急変した場合が該当します。
- ・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- ・ この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者や、申込者本人の同一生計の父母が震災、火災、風水害等に被災したことにより死亡した場合は、この事由を選択してください。

2. 事故・病気等

(1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】

(家族の看護、介護による休職を含む)

- ・ 申込者本人又は配偶者が事故・病気等で休職した場合が該当します。また、家族（扶養親族かどうかは問いません）の看護、介護等による休職で家計が急変した場合も該当します。
- ・ スカラネット入力完了日（申請日）時点で復職している場合は該当しません。復職している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。
- ・ 家計急変事由の発生日は、事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付、もしくは、休職証明書等で証明された日付を届け出てください。

(2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】

(申込者自身の治療費等による支出増大を含む)

- ・ 申込者本人、配偶者又は同一生計の家族の事故・病気等により支出が増大した場合が該当します。
- ・ 家計急変事由の発生日は、診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付となります。
- ・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- ・ この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

3. 失職（退職、会社倒産、廃業）

(1) 申込者本人又は配偶者が失職

- ・ 失職の理由は問いません。申込者本人又は配偶者が失職、廃業したことにより家計が急変した場合が該当します。
- ・ スカラネット入力完了日（申請日）時点で再就職、起業している場合は該当しません。再就職、起業している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。（雇用保険受給中において「就職」と判断されないアルバイトをしている場合は、失業中として申し込むことができます。）

(2) 申込者本人の同一生計の父母が失職

- ・ 失職の理由は問いません。申込者本人の同一生計の父母が失職、廃業したことにより家計が急変した場合が該当します。
- ・ スカラネット入力完了日（申請日）時点で再就職、起業している場合は該当しません。再就職、起業している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。（雇用保険受給中において「就職」と判断されないアルバイトをしている場合は、失業中として申し込むことができます。）
- ・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- ・ この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

4. 震災、火災、風水害等に被災

(1) 被災等により、収入が無くなった

- 被災等により、申込者本人又は配偶者の収入（給与収入、事業所得等）が無くなった場合が該当します。
例えば、「自営業の方が自宅兼店舗が被災し営業ができなくなった。」などが該当します。

(2) 被災等により、収入が減った

- 被災等により、申込者本人又は配偶者の収入（給与収入、事業所得等）が減少した場合が該当します。

(3) 被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）

- 被災等により、家屋の修繕費等で申込者本人又は配偶者の支出が増大した場合が該当します。
- この事由は、家計急変者についてもマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。
- 被災等により、収入が無くなり、支出も増えた場合は「(1) 被災等により、収入が無くなった」を選択してください。
- 被災等により、収入が減少し、支出も増えた場合は「(2) 被災等により、収入が減った」を選択してください。

(4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等

- 申込者本人の同一生計の父母が被災等により、家計が急変した場合（収入減、支出増とも）が該当します。
- この事由の家計急変者は申込者本人となります。
- この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者等が震災、火災、風水害等に被災し死亡した場合は、別の事由「1. 死亡」を選択してください。

また、配偶者等が行方不明・生死不明の場合は、別の事由「6. 離別（離婚・行方不明等）」を選択してください。

5. 配偶者等による暴力等から避難

(1) 配偶者による暴力等から避難

- 申込者本人が配偶者による暴力等から避難するために、保護施設へ入所等することになった場合が該当します。
- この事由は、申込者本人のみのマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

(2) 申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難

- 申込者本人が同一生計の父母による暴力等から避難するために、保護施設へ入所等することになった場合が該当します。
- この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

6. 離別（離婚・行方不明等）

(1) 配偶者との離別

- 配偶者と離婚（離婚調停中の別居を含む）して家計が急変した場合が該当します。
- 配偶者が行方不明により家計が急変した場合は、警察に行方不明届を提出している場合等が該当します。
- この事由は、申込者本人のみのマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

(2) 申込者本人の同一生計の父母との離別

- 申込者本人の同一生計の父母と離別（離婚調停中の別居を含む）して家計が急変した場合が該当します。
- 申込者本人の同一生計の父母が行方不明により家計が急変した場合は、警察に行方不明届を提出している場合等が該当します。
- この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者や、申込者本人の同一生計の父母が震災、火災、風水害等に被災したことにより行方不明や生死不明の場合は、この事由を選択してください。

7. 進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）

- 申込者本人が、学業専念のために勤務先を休職し無給又は減収となった場合が該当します。
- スカラネット入力完了日（申請日）時点で復職している場合は該当しません。

(2) 緊急採用・応急採用の募集

1) 貸与奨学金の種類

緊急採用・応急採用は、第一種奨学金【無利子】及び第二種奨学金【有利子】を申し込むことができます。
第一種奨学金【無利子】と第二種奨学金【有利子】については、6 ページ第1 部で確認してください。

緊急採用	第一種奨学金【無利子】	(貸与月額は、7ページ 1 (1) 参照)
応急採用	第二種奨学金【有利子】	(貸与月額は、7ページ 1 (3) 参照)

※「入学時特別増額貸与奨学金【有利子】(一時金)」

第一種奨学金【無利子】又は第二種奨学金【有利子】の貸与始期(緊急採用・応急採用の申込み時に選択)が入学年月と同じ場合は、「入学時特別増額貸与奨学金【有利子】(一時金)」(7 ページ **1** (4) 参照)を同時に申し込むことができます。

※授業料後払い制度は、緊急採用の適用はありません。

2) 申込期限

緊急採用・応急採用は通年で申込みを受け付けていますが、家計急変事由の発生時期によって下表のとおり申込期限があります。

家計急変事由の発生時期	申込期限	(例)
進学前(注)	進学後3か月以内	進学年月: 2026年4月 家計急変事由の発生: 2026年1月15日 申込期限: 2026年6月30日
進学後	事由発生から12か月以内	進学年月: 2025年4月 家計急変事由の発生: 2026年1月15日 申込期限: 2027年1月15日

(注) 進学前に家計急変事由が発生している場合は、家計急変事由の発生月が下表の範囲であることを確認してください。
下表に該当しない場合は、定期採用(一次、二次)に申し込んでください。

※進学前の家計急変事由の発生月が以下の場合、進学後3か月以内に緊急採用・応急採用の申請が可能です。

あなたの進学月	家計急変事由の発生月
2026年4月～2026年9月	2024年1月～進学月前月
2026年10月～2027年3月	2025年1月～進学月前月

(3) 緊急採用・応急採用の貸与期間

貸与始期(いつから)と貸与終期(いつまで)は、下表のとおりです。

貸与始期(いつから)	貸与終期(いつまで)
家計急変の事由が発生した月～2027年3月の間で希望する月を選択(注1)	原則として修業年限の終期(注2)

(注1) 【2026年4月より前に家計急変事由が発生した場合の貸与始期】

家計急変事由が発生した月まで、貸与始期をさかのぼることができます。

ただし、2026年度入学者は、入学月より前にさかのぼることはできません。

【2026年5月以降に家計急変事由が発生した場合の貸与始期】

応急採用(第二種奨学金)に限り、2026年4月～2027年3月の間で希望する月を選択できます。

(注2) 修業年限については9ページ **4** (1)※3参照。

(4) 緊急採用・応急採用の選考基準

1) 緊急採用・応急採用の家計基準

収入・所得の上限額の目安は、定期採用（一次、二次）と同じです。（10ページ **5**（2）【参考】参照）

緊急採用・応急採用においては、あなた（配偶者がいる場合は、あなたと配偶者）の収入状況等について、下記②の方法で算出する「貸与額算定基準額」が下表①の基準に該当するかを機構にて判定します。

① 家計基準

希望する奨学金	家計基準（貸与額算定基準額（※1））	
	修士課程	博士課程
第一種奨学金	66,400 円以下	80,100 円以下
第二種奨学金	155,300 円以下	229,800 円以下
第一種・第二種併用貸与	61,600 円以下	66,400 円以下

※1 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。（100円未満は切り捨て）

貸与額算定基準額★1＝（課税標準額）×6％－（市町村民税調整控除額）★2

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります（以下の例外を除きます）。

・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

※2 第一種奨学金については、基準額を超えていても採用される場合があります。

② 貸与額算定基準額の算定方法

緊急採用・応急採用においては、上記①の計算方法に基づき、以下A及びBで算出した額の合計（A+B）から、貸与額算定基準額を算出します。

A 家計急変事由に該当する者（家計急変者）の額

家計が急変した翌月からスカラネット入力完了日の属する月の前月までの収入に関する証明書類で推算した年間所得の見込額（注1）から、マイナンバーで取得した住民税情報（注2）の所得控除の額を控除して課税標準額とし百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額（注2）を控除します。（100円未満は切り捨て）

B 家計急変事由に該当しない者の額

マイナンバーで取得した住民税情報（注2）に基づく課税標準額に百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額（注2）を控除します。（100円未満は切り捨て）

（注1）例えば、家計急変後の給与明細5か月分の提出が必要であった場合、ひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍することにより年間所得の見込額を算出します。

（注2）スカラネット入力完了した月（申請月）により、使用する住民税情報の年（年度）が異なります。

・2026年4月～2026年9月にスカラネット入力完了：2024年分（2025年度）の住民税情報を使用

・2026年10月～2027年3月にスカラネット入力完了：2025年分（2026年度）の住民税情報を使用

※ **2**（2）緊急採用・応急採用の申込みに必要な書類（49～52ページ）において、「収入に関する証明書類」が「不要」となっている場合は、家計急変者も上記「B」の計算方法になります。（家計急変事由が「4（1）被災等により、収入が無くなった」の場合を除く。）

※【貸与額算定基準額の算定における「進学前離職の特例措置」】

緊急採用・応急採用においても、特例措置の対象となります。（32ページ **5** 参照）

2) 緊急採用・応急採用の学力基準

学力基準を満たしている奨学金申込者を学校が推薦します。

緊急採用 （第一種奨学金） ※併用貸与を含む。	大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
応急採用 （第二種奨学金）	定期採用（一次、二次）と同じ（9ページ 5 （1）参照）

2 緊急採用・応急採用の申込手順等

(1) 緊急採用・応急採用の申込みの流れ、申込手順

家計が急変した場合、その事由が発生したときから12か月以内に申し込む必要がありますので、なるべく早い時期に在学期に申込資格や必要な書類、今後の手続きについて相談してください。なお、進学前に家計急変事由が発生している場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。(46ページ(2)2)を参照)

※緊急採用・応急採用の手続き方法等については機構ホームページにも掲載しています。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html



1. 必要書類の事前準備

43ページに記載の家計急変事由に該当するかを確認し、事由の証明書と家計急変者の収入証明書類(49～52ページ参照)を準備してください。

2. 在学期に事前相談・申込関係書類の受取り

上記1.の書類を用意したら、速やかに在学期に申込みの相談をしてください。緊急採用・応急採用への申込みが可能な場合は、在学期から以下の書類が配付されます。

＜申込関係書類＞

- ①奨学金案内ダイジェスト
- ②スカラネット入力下書き用紙【大学院・法科大学院用】
- ③「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット

3. 必要書類の準備

在学期から申込関係書類を受け取ったら「貸与奨学金(緊急採用・応急採用)証明書類提出書」を記入してください。また、事前相談の際に、在学期から別途指示があった場合は、それに従って追加書類を準備してください。

4. 「スカラネット入力下書き用紙」を記入

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。

また、インターネットによるマイナンバーの提出に備え、あなたと配偶者のマイナンバーが分かる書類を用意してください。(配偶者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください。)

5. 必要書類の提出・識別番号の受取り

上記3.で準備した必要書類を在学期に提出し、インターネットでの申込みに必要な識別番号(ユーザID・パスワード)を受け取ってください。上記4.で記入した「スカラネット入力下書き用紙」についても、在学期で確認が必要となる場合があるため、在学期の指示に従ってください。

その後の流れは、24ページ第2部 **1** (4)以降と同じです。49～52ページの内容をよく理解して、申込み・手続きを正しく行ってください。

(2) 緊急採用・応急採用の申込に必要な書類

緊急採用・応急採用に申し込むには、以下の書類の提出が必要です。

- ①「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」
- ②「家計急変事由の証明書類」（コピー可）
- ③「収入に関する証明書類」（コピー可）

②、③については下表の各事由の証明書類を用意してください。また、家計急変者ごとに証明書類の表紙として「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」（※）をつけ、在学校に提出してください。

なお、収入に関する証明書類については、51・52ページ「収入に関する証明書類の注意点」を確認のうえ、不足や不備がないよう準備してください。

※「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」は、機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/moushikomi.html



家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
1. 死亡			
(1) 配偶者が死亡	戸籍謄本（抄本） 住民票の除票写し（死亡日記載）	不要	死亡日
(2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡			
2. 事故・病気等			
(1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難 【休職による収入減少】	以下の①、②両方の証明書類が必要です。 ①事故・病気等で就労困難な事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1） ②休職等の証明（注2）	家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	事故・病気等発生以降の家計急変日（注4）
(2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変 【申込者本人の支出増大】	事故・病気等の事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1）	不要	事故・病気等の発生日
3. 失職（退職、会社倒産、廃業）			
(1) 申込者本人又は配偶者が失職	・退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 ・破産手続開始決定の通知書等（民事再生法等の法的申立てを行っていることが確認できるもの）	失職した会社以外の収入がある場合は、家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	離職日、廃業日
(2) 申込者本人の同一生計の父母が失職	・個人事業の開業・廃業等届出書（控用）	不要	

家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
4. 震災、火災、風水害等に被災			
(1) 被災等により、収入が無くなった	罹災証明書、被災証明書 (注5)	不要	罹災日、被災日
(2) 被災等により、収入が減った		家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類(注3)(注5)	
(3) 被災等により、支出が増えた(収入状況は変化なし)	罹災証明書、被災証明書 (注5) ※犯罪被害等により家計が急変した場合は、学校に相談してください。	不要	
(4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等			
5. 配偶者等による暴力等から避難			
(1) 配偶者による暴力等から避難	公的機関やNPO法人等による保護証明書等	不要	保護施設への入所年月日等
(2) 申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難			
6. 離別(離婚・行方不明等)			
(1) 配偶者との離別	戸籍謄本(抄本)、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票等 (注6)	不要	離別日(離婚日、失踪日等)
(2) 申込者本人の同一生計の父母との離別			
7. 進学・学業専念のための休職(申込者本人のみ)	休職等の証明(注2)	家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類(注3)	休職開始日

(注1) 日付の記載のないものは、家計急変事由の証明書として使用できません。

医療費の領収書は、家計急変日として届け出る診療年月日、入院年月日等又は領収書発行年月日が記載されたものを提出してください。(事故・病気等発生以降の全ての領収書等を提出する必要はありません。)

治療計画書は、治療開始年月日が記載されたものを提出してください。

診断書は、事故・病気等の発生日が記載されたものを提出してください。

(注2) 就労困難となった者が個人事業主の場合や、雇用されている者が申請時点で既に離職している場合は、所定の様式(「事故・病気等による休職等に係る申告書(緊急採用・応急採用)」)を記入のうえ、提出してください。

また、休職制度がない等の場合は、勤務先の作成した出勤していないことを証明する書類を提出してください。

(様式)「事故・病気等による休職等に係る申告書(緊急採用・応急採用)」は機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/teishutsushorui.html



(注3) 家計急変事由の発生日の翌月以降の収入に関する証明書類が手元に用意できてから申し込んでください。(被災等により書類の用意が困難な場合は、学校に相談してください。)

進学前に家計が急変し、事由発生日の翌月から申請月の前月までが12か月以上ある場合は、直近12か月分の課税される全ての収入に関する証明書類を提出してください。なお、家計急変事由の発生日が2024年1月～12月の場合に限る、2025年分の源泉徴収票又は確定申告書(控)を提出してください。

(注4) 事故・病気等の「家計急変事由の発生日」は事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。

- ・事故・病気等の発生日を家計急変日として届け出る場合は、①の証明書で証明できる年月日としてください。(医療費の領収書を証明書として提出される場合、診療年月日、入院年月日の記載がない場合は、領収書発行年月日を家計急変事由の発生日としてください。)
- ・休職開始日または休職中に無給となった日を家計急変日として届け出る場合は、②の証明書で証明できる年月日としてください。(休職中に無給となった日とする場合は、休職証明書に無給となった年月日の記載が必要です。)

(注5) 災害救助法適用地域に該当し、罹災証明書・被災証明書、収入に関する証明書類等の提出が困難な場合は、学校に相談してください。

(注6) 配偶者等が震災、火災、風水害等に被災し、行方不明・生死不明で行方不明者届受理票等の提出が困難な場合は、罹災証明書、被災証明書を証明書として提出してください。

⚠ 収入に関する証明書類の注意点

家計急変事由が「2(1)」、「3(1)」、「4(2)」、「7」の場合は、以下に注意して収入に関する証明書類を用意してください。

54ページ「緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認」もあわせて確認してください。

【共通】

- ・複数箇所からの給与又は営業等所得、農業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、**課税される全ての所得を申告する必要があります。**未申告の所得があると採用後に判明した場合には、貸与済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。
- ・**収入がない月(給与支給0円、所得金額0円以下)であっても会社に在籍している場合(休職中、派遣会社に登録している等)、自営業を廃業していない場合は、給与明細書または帳簿等の提出が必要です。**
- ・傷病手当金、障害年金や失業等給付等、非課税の所得は申告不要です。
- ・連続性のある書類の提出が必要です。
(例) 5月で派遣先での勤務が終了したため、6月以降の給与明細書はないが、派遣会社への登録は継続している。
⇒6月以降分は、派遣会社が作成した派遣実績がないことを記載した書類の提出が必要です。
- ・通帳のコピーは提出書類として認められません。
- ・勤務先から給与とは別に事業所得となる報酬が支払われる職種(保険外交員等)の場合は、収入に関する証明書類の余白にその所得の種類(給与所得、事業所得)を記載してください。なお、実際は事業所得であるにもかかわらず、帳簿のほかにその売上金額にあたる給与明細書が提出された場合は、事業所得とは別に給与所得があるものと判断されます。

【給与収入の場合】

- ・氏名、勤務先名、**月ごとの金額**が記載された給与明細書が必要です。
- ・**収入に関する証明書類を提出する期間中に賞与等、会社から課税される臨時の支給があった場合は、臨時に支給された手当の明細書の提出も必要です。**
- ・給与明細書に支払日(支給日)が併記されている場合は、支払日(支給日)が属する月の収入証明書として扱います。
(例)「4月度給与明細書/5月10日支給」と併記⇒5月分の収入証明書として扱います。
(例)給与明細書の様式が変わり、支払日(支給日)が併記されるようになった
(4月度給与明細書には支払日なし、5月度給与明細書には6月10日支給と併記あり)
⇒勤務先が作成した給与支払証明書を提出してください。
- ・勤務先を退職した場合は、退職の事実関係が確認できる証明書(退職証明書等)の提出が必要です。

【年金収入の場合】

- ・収入に関する証明書類として、「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等を提出してください。
 - ・公的年金の場合は、機構において支給される金額を月額に換算して年間所得の見込額を算出します。
- 収入に関する証明書類の提出期間において実際に年金の振込みがない場合も、以下の事例のとおり証明書類の提出が必要です。

（例）

＜家計急変者の状況＞

家計急変事由が配偶者の失職

家計急変年月日が2026年6月2日（離職日）

スカラネット入力完了日（申請日）が2026年8月2日

厚生年金受給中 偶数月に30万円振込み

＜提出が必要な収入に関する証明書＞

「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等（提出が必要な期間：2026年7月分）

2026年7月に年金の振込みはありませんが、偶数月の2026年8月に支給される30万円を1か月分（15万円）に換算して年間所得の見込額を算出しますので、収入に関する証明書類の提出が必要となります。

【給与収入・年金収入以外の場合】

- ・「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿が必要です。帳簿を提出する場合は、所定の様式（「自営業等の所得金額計算書」）を添付してください。

（様式）「自営業等の所得金額計算書」は機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/moushikomi.html



※ 役員報酬の場合は給与収入となります。帳簿ではなく、役員報酬明細書を提出してください。なお、提出不要にもかかわらず帳簿を提出した場合は、給与所得とは別に事業所得等があると判断されますのでご注意ください。

- ・月ごとの帳簿を提出する際、売上や経費の計上に関する考え方は確定申告と同じです。確定申告で経費と認められないものは、機構の審査においても認められません。経費計上できないものが経費に計上されている場合は、機構において金額の修正を行ったうえで、貸与額算定基準額を算出する場合があります。
- 例えば、所得税、住民税、年金保険料、健康保険料、住居家賃等の事業主とその家族に関わる費用は、経費とは認められません。
- ・廃業した場合は、廃業の事実関係が確認できる証明書の提出が必要です。

貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書

【大学院】

(1) 「申込者本人」について学生本人が記入してください。

氏名	カナ		生年月日	(西暦)	年	月	日
	漢字		学校名				
			学籍番号				

(2) 「家計急変者(※)」と「事由」について記入してください。

※家計急変の事由が生じた者	☐ 申込者本人 ☐ 配偶者	事由発生日	(西暦)	年	月	日
---------------	---	-------	------	---	---	---

※家計急変者が2名の場合は、家計急変者ごとに本提出書を作成してください。(2枚必要)
 ※申込者本人の同一生計の父母に家計急変事由が発生した場合は、「申込者本人」に✓を記入してください。

事由	必要書類	事由発生日
1. 死亡	☐ (1) 配偶者が死亡 ☐ (2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡	死亡日
2. 事故・病気等	☐ (1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】 ☐ (2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】	事故・病気等発生以降の家計急変日 事故・病気等の発生日
3. 失職(退職、会社倒産、廃業)	☐ (1) 申込者本人又は配偶者が失職 ☐ (2) 申込者本人の同一生計の父母が失職	離職日 廃業日
4. 震災、火災、風水害等に被災	☐ (1) 被災等により、収入が無くなった ☐ (2) 被災等により、収入が減った ☐ (3) 被災等により、支出が増えた ☐ (4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等	震災日 被災日
5. 配偶者等による暴力等から避難	☐ (1) 配偶者による暴力等から避難 ☐ (2) 同一生計の父母による暴力等から避難	保護施設への入所年月日等
6. 離別(離婚・行方不明等)	☐ (1) 配偶者との離別 ☐ (2) 同一生計の父母との離別	離別日(離婚日、失踪日等)
☐ 7. 進学・学業専念のための休職(申込者本人のみ)	☐ 勤務先発行の休職証明書等 ☐ 収入に関する証明書類(課税所得がある場合)	休職開始日(無給・減収)

※各事由の説明や証明書類については、「貸与奨学金案内(大学院)」の43～52ページを必ず確認してください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomai/zaigaku/tebiki/in.html>)

(3) 「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されている申込IDを記入してください。

Z	M	2	6						
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

<学校記入欄>

提出年月日 (西暦) 年 月 日

学 校 名

電話番号(担当者名)

学 校 番 号

区分

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(26. 04)

緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認

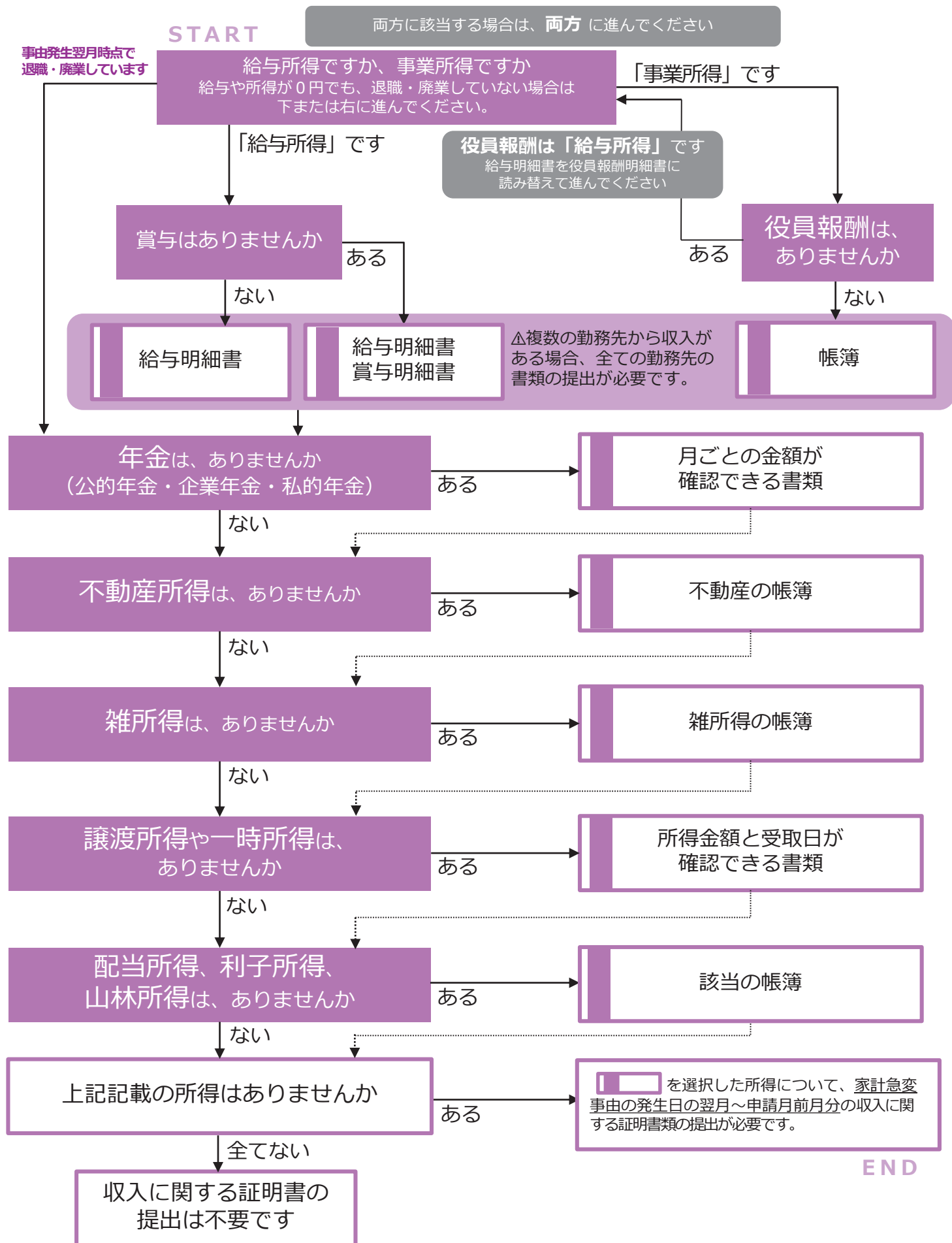
※収入に関する証明書類の提出が必要となる事由や、提出する場合の注意点は、「貸与奨学金案内（大学院）」を参照してください。

貸与奨学金制度

申込手順等

緊急採用・応急採用

貸与開始～返還



END

第4部

奨学金の貸与開始～返還

申込み後、奨学生として決定し、奨学金の貸与開始から返還までの概要は次のとおりです。

1 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は大学院に確認してください）。学校長の推薦を受けた人のうち採用されなかった人には大学院を通して理由を記した不採用通知を交付します。なお、採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。大学院又は機構が責任をもって廃棄します。

2 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が大学院から交付されます。

奨学生採用に係る書類	備考
「奨学生証」	
「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」 （以下「返還誓約書」という）	本ページ 3 参照
「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）	
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ

3 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を大学院の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、大学院が定めた期限までに提出してください。**期限までに提出しない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。**（授業料後払い制度において、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、大学院から機構へ返金されます。その分の授業料の納付については大学院の指示に従ってください。）

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

機関保証選択者の提出書類	人的保証選択者の提出書類
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類（20ページ 12 【人的保証制度】（4）参照）
【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）	

（注）「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。（16ページ **10** （2）参照）

4 奨学金貸与中の手続き・注意事項

(1) 貸与を受けている間の注意事項

- ① 奨学生に採用された後は、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚をもって、勉学に励んでください。
- ② 在学中は、大学院の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。大学院が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、大学院からの呼び出しには必ず応じてください。
- ③ 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、大学院の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

(2) 適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回（12月～2月頃）「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル（裏表紙参照）を通じて提出する必要があります。提出する前に「貸与額通知」（スカラネット・パーソナルで確認）に記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに確認してください。また、家庭の経済状況や修了後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直したうえで「奨学金継続願」を提出してください。大学院は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

(3) 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

[奨学生採用後に変更できる項目]

項目	留意事項
奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する（やめる）ことができます。 なお、授業料後払い制度は、辞退の申し出をした場合でも、奨学生に課せられている授業料の都合により、それより後に授業料支援金が振り込まれることがあります（その場合でも、返還は必要です）。
奨学金振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。 なお、授業料後払い制度の授業料支援金の振込先は、大学院が、大学院とするか本人とするかを変更することができます。本人が変更することはできません。
貸与月額 生活費奨学金の月額	本冊子で紹介している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です（授業料後払い制度は、授業料支援金も含めて返還が必要です）。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、57ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の「入学時特別増額貸与奨学金の額」は変更できません。 授業料後払い制度の支援対象授業料の金額は大学院が指定します。本人が変更することはできません。 支援対象授業料の変更により、貸与予定総額が返還誓約書に記載された借入金額より大きくなることが見込まれる場合は、生活費奨学金の月額を変更する場合と同様、手続きが必要です。
第二種奨学金の利率の算定方法	貸与時は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。また、在学中においても57ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の第一種奨学金又は授業料後払い制度＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法は変更できません。
返還方式	第一種奨学金については、返還方式（「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」）を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。（16ページ 10 (3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）参照）なお、授業料後払い制度は所得連動返還方式となります。定額返還方式を選択することはできません。
連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください（20～22ページ参照）。
保証制度（人的保証から機関保証への変更）	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括で入金する必要があります（18ページ 12 参照）。

奨学生採用後に変更できない項目

項目	留意事項
入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
第一種奨学金又は授業料後払い制度＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点で、利率の算定方法が確定します。
保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

(4) 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- ① 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
- ② 辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
（奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です）。
- ③ 退学：大学院を退学したとき。
- ④ 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤ 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

※授業料後払い制度は、奨学生に課せられている授業料の都合により、辞退、退学、死亡の申し出や廃止の認定を受けた後に授業料支援金が振り込まれる場合があります。その場合も返還が必要です。

5 貸与終了後の返還

(1) 口座振替

貸与終了時に、大学院の指示に従い、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還時の口座振替の加入手続きをしてください。

(2) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法（定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」）、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、(1)で手続きした金融機関の口座からの振替（引落し）によって行われます。振替（引落し）日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

返還額の決定に係る項目の掲載箇所	
利率の算定方法…12ページ 7 (1) 参照	定額返還方式の割賦方法…16ページ 10 (2) 参照
増額貸与利率の算定方法…12ページ 7 (2) 参照	月賦返還の例…58ページ 5 (6) 参照
元利均等返還…13ページ 8 参照	奨学金貸与・返還シミュレーション…59ページ 5 (7) 参照
返還方式の種類と概要…14～15ページ 10 (1) 参照	

(3) 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、氏名、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

(4) 繰上返還を希望する場合

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。

なお、有利子奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間（13ページ参照）利息はかかります。

(5) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは「返還完了証」を送付します。

(6) 月賦返還の例

第一種奨学金

◆第一種奨学金 2026年度大学院入学者

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式
				月賦返還額	返還回数（期間）	返還金額と回数
修士課程	50,000円	24か月	1,200,000円	8,333円	144回（12年）	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額＝「課税対象所得×9%」÷12 子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。
		36か月	1,800,000円	11,538円	156回（13年）	
	88,000円	24か月	2,112,000円	12,571円	168回（14年）	
		36か月	3,168,000円	14,666円	216回（18年）	
博士課程	80,000円	36か月	2,880,000円	15,000円	192回（16年）	
		48か月	3,840,000円	16,000円	240回（20年）	
	122,000円	36か月	4,392,000円	18,300円	240回（20年）	
		48か月	5,856,000円	24,400円	240回（20年）	

※授業料後払い制度は所得連動返還方式のみです。

第二種奨学金（4月から貸与を始める場合）

●定額返還方式の例

◆第二種奨学金

貸与月額 （円）	貸与月数 （ヶ月）	貸与総額 （円）	《参考》利率2.112%（注1）の場合		返還回数 （回）	期間 （年）
			返還総額（円） （元金＋利子）	月賦返還額（円）		
50,000	24	1,200,000	1,371,897	9,527	144	12
50,000	36	1,800,000	2,078,552	13,323	156	13
50,000	48	2,400,000	2,827,066	15,706	180	15
80,000	24	1,920,000	2,217,115	14,212	156	13
80,000	36	2,880,000	3,426,233	17,844	192	16
80,000	48	3,840,000	4,750,923	19,795	240	20
100,000	24	2,400,000	2,827,066	15,706	180	15
100,000	36	3,600,000	4,453,982	18,558	240	20
100,000	48	4,800,000	5,938,720	24,744	240	20
130,000	24	3,120,000	3,785,460	17,525	216	18
130,000	36	4,680,000	5,790,222	24,126	240	20
130,000	48	6,240,000	7,720,324	32,168	240	20
150,000	24	3,600,000	4,453,982	18,558	240	20
150,000	36	5,400,000	6,681,020	27,838	240	20
150,000	48	7,200,000	8,908,118	37,116	240	20

法科大学院

貸与月額 （円）	貸与月数 （ヶ月）	貸与総額 （円）	《参考》利率2.112%（注1） 増額部分利率2.312%の場合		返還回数 （回）	期間 （年）
			返還総額（円） （元金＋利子）	月賦返還額（円）		
190,000	24	4,560,000	5,664,698	23,602	240	20
190,000	36	6,840,000	8,497,117	35,404	240	20
220,000	24	5,280,000	6,572,691	27,386	240	20
220,000	36	7,920,000	9,859,134	41,080	240	20

（注1）2025年11月貸与終了者の利率（利率固定方式）です。

（注）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(8) 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

減額返還制度、返還期限猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	通算15年間（180か月）まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※ 願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	修了予定期まで ※ 学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

(9) 奨学金の返還を延滞した場合

延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

個人信用情報機関への登録

延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます（詳細は16ページを参照）。

延滞が長期にわたった場合

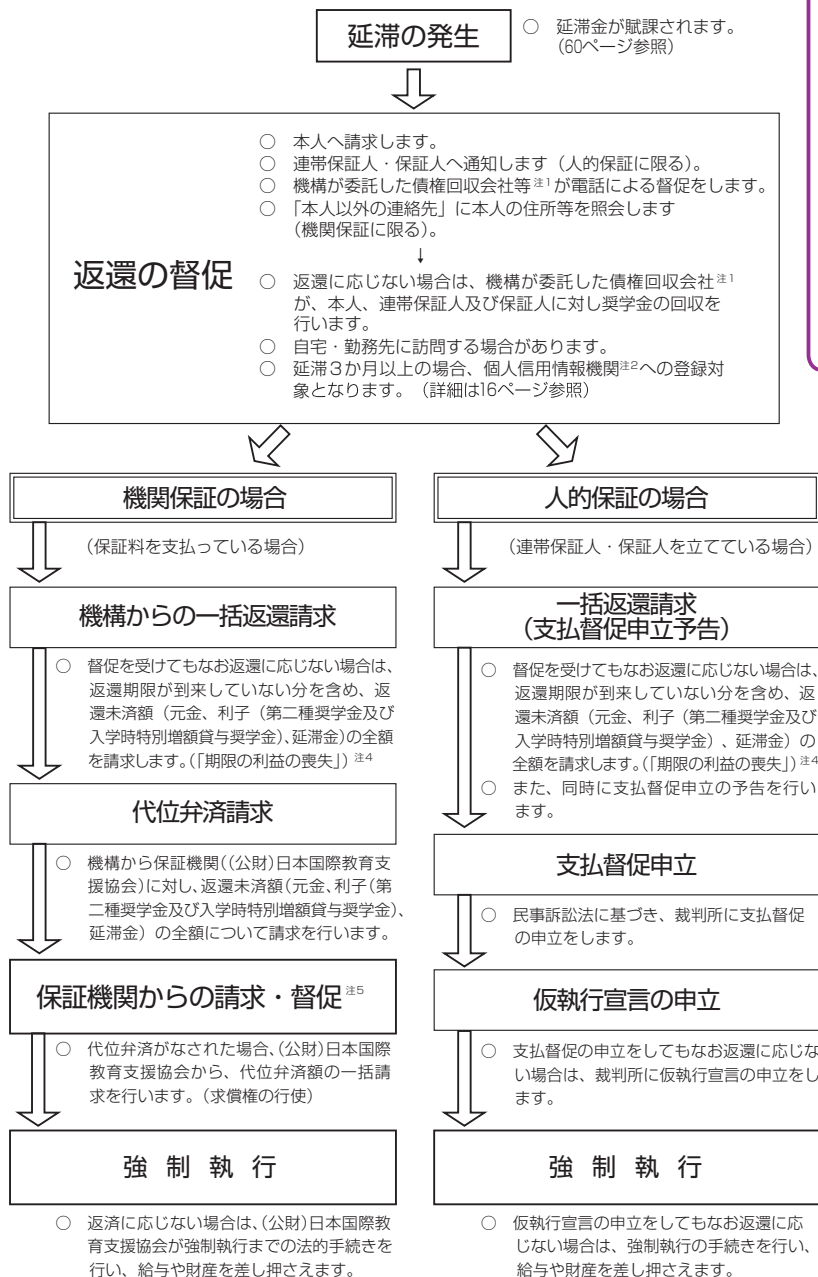
返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）について全額一括での返還を請求（※）します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的手続き等を行うことがあります（61ページ参照）。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

機関保証制度の場合 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行までの法的手続きを行うことがあります）。代位弁済が行われた場合、必ず本人が保証機関に返済しなければなりません。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

人的保証制度の場合 民事訴訟法に基づく法的手続きを行い、最終的に強制執行まで行うことがあります（法的手続きを行った場合、その手続費用も併せて請求します）。

奨学金の返還を延滞した場合



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合、10月に返還開始）。貸与が終了する際は、所定の返還手続き（57ページ参照）を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度（60ページ参照）利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

裁判所を通した法的手続き

（注1）債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

（注2）個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

（注3）支払督促申立以降に生じた手続費用は、本人の負担になります。

（注4）期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。

（注5）なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考1 機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び下表の記載例以外の場合については、右の二次元コードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/heiyo/hosho/kan_hosho/hoshoryo.html



(1) 第一種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
修士・博士前期課程	50,000	24	1,200,000	144	1,517
専門職大学院課程（2年課程）	88,000		2,112,000	168	3,054
専門職大学院課程（3年課程）	50,000	36	1,800,000	156	1,602
	88,000		3,168,000	216	3,723
博士・博士後期課程	80,000	36	2,880,000	192	3,065
	122,000		4,392,000	240	5,629
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000	48	3,840,000	240	3,635
	122,000		5,856,000	240	5,543

（注）一貫制博士課程は、機構のホームページをご覧ください。

	貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,028
	200,000		200,000	72	3,960
	300,000		300,000	84	6,861
	400,000		400,000	120	12,720
	500,000		500,000	120	15,900

(2) 授業料後払い制度

●授業料支援金

区分		貸与期間（月）	貸与総額（円）	保証料総額（円）	（参考） 授業料相当額（支援対象授業料）（円）
修士・博士前期課程 専門職大学院課程（2年課程）	国・公立	24	1,107,642	36,042	1,071,600
	私立		1,611,345	59,345	1,552,000
専門職大学院課程（3年課程）	国・公立	36	1,667,894	60,494	1,607,400
	私立		2,420,763	92,763	2,328,000

※上表は各貸与期間において、支援対象授業料として学校が指定できる上限額（1年間の額：国公立535,800円、私立776,000円）の貸与を受けた場合の例です。

●生活費奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	保証料月額（円）
修士・博士前期課程	20,000	24	480,000	516
専門職大学院課程（2年課程）	40,000		960,000	1,301
専門職大学院課程（3年課程）	20,000	36	720,000	597
	40,000		1,440,000	1,367

(3) 第二種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
大学院全課程	50,000	24	1,200,000	144	1,839
		36	1,800,000	156	1,948
		48	2,400,000	180	2,181
		60	3,000,000	204	2,398
	80,000	24	1,920,000	156	3,164
		36	2,880,000	192	3,751
		48	3,840,000	240	4,486
		60	4,800,000	240	4,418
	100,000	24	2,400,000	180	4,496
		36	3,600,000	240	5,695
		48	4,800,000	240	5,608
		60	6,000,000	240	5,523
	130,000	24	3,120,000	216	6,862
		36	4,680,000	240	7,403
		48	6,240,000	240	7,290
		60	7,800,000	240	7,179
	150,000	24	3,600,000	240	8,673
		36	5,400,000	240	8,542
		48	7,200,000	240	8,412
		60	9,000,000	240	8,284
	190,000 (15万+4万)	24	4,560,000	240	10,997
		36	6,840,000	240	10,831
	220,000 (15万+7万)	24	5,280,000	240	12,742
		36	7,920,000	240	12,551

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院課程で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(4) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額 (円)	増額貸与額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)	増額分の 保証料額 (円)
大学院全課程	50,000	300,000	24	1,500,000	156	1,979	11,877
			36	2,100,000	180	2,216	13,296
			48	2,700,000	180	2,182	13,092
			60	3,300,000	228	2,643	15,861
	80,000		24	2,220,000	168	3,384	12,690
			36	3,180,000	216	4,161	15,606
			48	4,140,000	240	4,488	16,833
			60	5,100,000	240	4,420	16,575
	100,000		24	2,700,000	180	4,499	13,497
			36	3,900,000	240	5,697	17,091
			48	5,100,000	240	5,610	16,830
			60	6,300,000	240	5,525	16,575
	130,000		24	3,420,000	240	7,519	17,352
			36	4,980,000	240	7,406	17,091
			48	6,540,000	240	7,293	16,830
			60	8,100,000	240	7,181	16,572
	150,000		24	3,900,000	240	8,676	17,352
			36	5,700,000	240	8,544	17,088
			48	7,500,000	240	8,415	16,830
			60	9,300,000	240	8,286	16,572
	190,000 (15万+4万)		24	4,860,000	240	11,001	17,370
			36	7,140,000	240	10,833	17,106
	220,000 (15万+7万)		24	5,580,000	240	12,744	17,379
			36	8,220,000	240	12,553	17,118

(注) 表中では、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

(注) 大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(特記事項)

- ① 保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。
※62～63ページの保証料額は、2025年度に新たに奨学生として採用された方の例であり、目安です。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されときの1回払いとなります。

参考2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款（保証の委託）

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

（保証の範囲）

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

（奨学金貸与契約の遵守）

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

（保証料等）

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

（1）私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定める最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

（2）私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

（3）私が、保証料の過払いをしたとき。

（4）違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

（保証の効力）

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

（保証の形態）

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

（届出事項）

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

（調査）

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

（注）本約款は2026年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

（保証債務の履行）

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

（求償権の範囲）

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

（求償権についての返済期限の猶予）

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

（1）災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
（2）高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
（3）外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
（4）生活保護法による生活保護を受けているとき。
（5）その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

（1）第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
（2）その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長を必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

（求償権についての返済免除）

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

（返済期限の猶予及び返済免除の手続）

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

（返済の充当順序）

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

（業務の委託）

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

（公正証書の作成）

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

（管轄裁判所の同意）

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

（個人情報の開示、訂正及び削除）

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

（代位弁済後の完済等の情報の提供）

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

[illegible]



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp/>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

よくあるご質問

奨学金の申込手続きに関するよくある質問を
まとめて掲載しています。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャット
ボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話
でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



進学資金シミュレーター

必要事項を入力することで、家計基準以下で
あるか試算できます。シミュレーション結果
と実際の選考結果は必ずしも一致しません。



奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率など
さまざまな条件で、将来の返還額や
返還回数の試算ができます。



スカラネットのログイン方法

スカラネットのログイン方法などの動画を
掲載しています。



スカラネット・パーソナル(スカラPS)

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の
手続きを行うことができるシステムです。採用されたら
必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を
受けた方は、返還明細を確認することもできます。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の 返還支援(地方創生)



企業による奨学金返還支援 (代理返還)



申込みにに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 [ナビダイヤル]
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

マイナンバー提出専用コールセンター

インターネットからのマイナンバーの提出や「奨学金確認書兼地方
税同意書」の作成・提出に関するお問合せ先です。



0570-001-320 [ナビダイヤル]
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)